

令和 3 年 第 2 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和 3 年 6 月 3 日 提出

目 次

議案第 6 4 号	令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 3 号) -----	1
議案第 6 5 号	令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 4 号) -----	2 1
議案第 6 6 号	令和 3 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計補正予算 (第 1 号) -----	4 0
議案第 6 7 号	令和 3 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算 (第 1 号) -----	5 1
議案第 6 8 号	茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例 等の一部を改正する条例 -----	6 6
議案第 6 9 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例 -----	6 7
議案第 7 0 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例 -----	6 9
議案第 7 1 号	茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条 例 -----	7 1
議案第 7 2 号	茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する 条例 -----	7 3
議案第 7 3 号	茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改 正する条例 -----	7 4
議案第 7 4 号	茅ヶ崎漁港管理条例の一部を改正する 条例 -----	7 6
議案第 7 5 号	茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例の一部を 改正する条例 -----	8 0
議案第 7 6 号	茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関 する条例の一部を改正する条例 -----	8 2

議案第 7 7 号	公平委員会委員の選任について -----	8 3
議案第 7 8 号	監査委員の選任について -----	8 6
議案第 7 9 号	動産の取得について -----	8 9
議案第 8 0 号	財産の無償譲渡について -----	9 0
議案第 8 1 号	財産の無償貸付けについて -----	9 2
議案第 8 2 号の 1	市道路線の認定について -----	9 4
議案第 8 2 号の 2	市道路線の認定について -----	9 7
議案第 8 2 号の 3	市道路線の認定について -----	1 0 0
議案第 8 2 号の 4	市道路線の認定について -----	1 0 3
議案第 8 2 号の 5	市道路線の認定について -----	1 0 6
議案第 8 2 号の 6	市道路線の認定について -----	1 0 9
議案第 8 2 号の 7	市道路線の認定について -----	1 1 2
報告第 5 号	茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況につ いて -----	1 1 5
報告第 6 号	公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ 振興財団の経営状況について -----	1 1 6
報告第 7 号	土地信託の事務処理状況について -----	1 1 7
報告第 8 号	令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継 続費繰越計算書について -----	1 1 9
報告第 9 号	令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰 越明許費繰越計算書について -----	1 2 3
報告第 1 0 号	令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計予算の事 故繰越し繰越計算書について -----	1 3 3

報告第 1 1 号	令和 2 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計予算の繰越計算書について -----	1 3 7
報告第 1 2 号	令和 2 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算 の継続費繰越計算書について -----	1 4 3

令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 1, 8 5 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 3, 7 1 0, 6 6 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		13,033,439	350,830	13,384,269
	1 国庫負担金	11,634,279	94,188	11,728,467
	2 国庫補助金	1,346,046	256,642	1,602,688
16 県支出金		5,752,077	34,268	5,786,345
	2 県補助金	1,009,696	34,268	1,043,964
19 繰入金		998,072	133,074	1,131,146
	1 基金繰入金	998,072	133,074	1,131,146
20 繰越金		765,064	3,680	768,744
	1 繰越金	765,064	3,680	768,744
歳 入 合 計		73,188,810	521,852	73,710,662

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,753,533	8,492	7,762,025
	1 総務管理費	5,950,591	8,492	5,959,083
3 民生費		35,481,313	248,150	35,729,463
	2 児童福祉費	16,396,505	248,150	16,644,655
4 衛生費		8,532,896	261,530	8,794,426
	1 保健衛生費	4,527,588	193,073	4,720,661
	2 清掃費	4,005,308	68,457	4,073,765
8 土木費		5,142,925	2,959	5,145,884
	4 都市計画費	3,015,721	2,959	3,018,680
10 教育費		5,793,455	721	5,794,176
	1 教育総務費	1,011,856	721	1,012,577
歳 出 合 計		73,188,810	521,852	73,710,662

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
4 衛 生 費	2 清 掃 費	粗大ごみ処理施設 整備事業	434,941	令和2年度	46,754	503,398	令和2年度	46,754
				令和3年度	388,187		令和3年度	456,644

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	13,033,439	350,830	13,384,269
16 県支出金	5,752,077	34,268	5,786,345
19 繰入金	998,072	133,074	1,131,146
20 繰越金	765,064	3,680	768,744
歳 入 合 計	73,188,810	521,852	73,710,662

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	7,753,533	8,492	7,762,025
3 民生費	35,481,313	248,150	35,729,463
4 衛生費	8,532,896	261,530	8,794,426
8 土木費	5,142,925	2,959	5,145,884
10 教育費	5,793,455	721	5,794,176
歳 出 合 計	73,188,810	521,852	73,710,662

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
8,492	0	0	0
248,150	0	0	0
128,456	0	68,457	64,617
0	0	0	2,959
0	0	0	721
385,098	0	68,457	68,297

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	13,033,439	350,830	13,384,269
1 国庫負担金	11,634,279	94,188	11,728,467
2 衛生費国庫負担金	31,256	94,188	125,444
2 国庫補助金	1,346,046	256,642	1,602,688
1 総務費国庫補助金	218,256	8,492	226,748
2 民生費国庫補助金	656,870	248,150	905,020
16 県支出金	5,752,077	34,268	5,786,345
2 県補助金	1,009,696	34,268	1,043,964
3 衛生費県補助金	44,134	34,268	78,402
19 繰入金	998,072	133,074	1,131,146
1 基金繰入金	998,072	133,074	1,131,146
2 財政調整基金繰入金	362,424	64,617	427,041
9 ごみ減量化・資源化基金繰入金	299,800	68,457	368,257
20 繰越金	765,064	3,680	768,744
1 繰越金	765,064	3,680	768,744

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	94,188	2 感染症患者入院医療費負担金 (3 / 4) 3 感染症発生動向調査事業費負担金 (1 / 2)	47,134 47,054
3 地方創生臨時交付金	8,492	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	8,492
2 児童福祉費補助金	248,150	12 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	248,150
1 保健衛生費補助金	34,268	10 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 (医療分)	34,268
1 財政調整基金繰入金	64,617	1 財政調整基金繰入金	64,617
1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	68,457	1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	68,457

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
		1 繰越金	765,064	3,680	768,744
歳 入 合 計			73,188,810	521,852	73,710,662

繰越金

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	3,680	1 前年度繰越金 3,680

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	7,753,533	8,492	7,762,025		
1 総務管理費	5,950,591	8,492	5,959,083		
6 財産管理費	333,900	8,492	342,392	国庫支出金	8,492
3 民生費	35,481,313	248,150	35,729,463		
2 児童福祉費	16,396,505	248,150	16,644,655		
1 児童福祉総務費	4,603,635	5,280	4,608,915	国庫支出金	5,280
2 児童保育費	10,616,348	242,870	10,859,218	国庫支出金	242,870

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工事請負費	8,492	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	8,492
3 職員手当等	5,280	10 職員給与費	5,280
6 時間外勤務手 当	5,280		
1 報酬	1,428	100 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	242,870
3 職員手当等	313	3 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）	194,350
17 会計年度任用 職員期末手当	313	4 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費（その他世帯分）	48,520
4 共済費	16		
9 旅費	101		
1 費用弁償	101		
11 需用費	828		
1 消耗品費	699		
4 印刷製本費	129		
12 役務費	1,174		
1 通信運搬費	745		
3 手数料	429		
13 委託料	44,660		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
4	衛生費		8,532,896	261,530	8,794,426		
	1 保健衛生費		4,527,588	193,073	4,720,661		
	2 予防費		304,669	193,073	497,742	国庫支出金	94,188
						県支出金	34,268
						一般財源	64,617
	2 清掃費		4,005,308	68,457	4,073,765		
	2 じんかい処理費		2,493,039	68,457	2,561,496	そ の 他	68,457
8	土木費		5,142,925	2,959	5,145,884		
	4 都市計画費		3,015,721	2,959	3,018,680		
	5 公園費		224,289	2,959	227,248	一般財源	2,959
10	教育費		5,793,455	721	5,794,176		
	1 教育総務費		1,011,856	721	1,012,577		
	2 事務局費		1,005,318	721	1,006,039	一般財源	721
歳 出 合 計			73,188,810	521,852	73,710,662		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助及 び交付金	194,350		
12 役務費	1,850	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	193,073
3 手数料	1,850		
13 委託料	94,109		
19 負担金補助及 び交付金	34,268		
20 扶助費	62,846		
15 工事請負費	68,457	110 粗大ごみ処理施設整備事業費	68,457
15 工事請負費	2,959	30 氷室椿庭園管理運営経費	2,959
1 報酬	709	30 臨時雇用職員経費	721
9 旅費	12		
1 費用弁償	12		

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,537 (1,398)	1,045,666	5,279,703	12,144,115	2,237,705	14,381,820	
補正前	1,537 (1,395)	1,043,529	5,274,110	12,136,385	2,237,689	14,374,074	
比 較	0 (3)	2,137	5,593	7,730	16	7,746	
職員手当 の 内 訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)				
	補正後	2,724,277	602,972				
	補正前	2,723,964	597,692				
	比 較	313	5,280				

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,109,026	10,927,772	13,040,925	
補正前	5,103,746	10,922,492	13,035,645	
比 較	5,280	5,280	5,280	
職員手当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)		
	補正後	602,972		
	補正前	597,692		
	比 較	5,280		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,313)	1,045,666	170,677	1,216,343	124,552	1,340,895	
補正前	(1,310)	1,043,529	170,364	1,213,893	124,536	1,338,429	
比 較	(3)	2,137	313	2,450	16	2,466	
職員手当 の 内 訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)					
	補正後	170,677					
	補正前	170,364					
	比 較	313					

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。

※期末勤勉手当については、期末手当のみ支給されます。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	5,593	その他の増減分 5,593	期末勤勉手当 313 千円 時間外勤務手当 5,280 千円	

継 続 費 に

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 衛生費	2 清掃費	粗大ごみ処理 施設整備事業	令和 2	千円 46,754	千円 14,755	千円 19,600	千円	千円 12,399
			3	456,644	56,805	268,300	131,539	
			計	503,398	71,560	287,900	131,539	12,399

関 する 調 書

前 前 年 度 末 ま で 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 する 率
千円	千円 38,720	千円	千円 38,720	千円	% 7.7
		464,678	464,678		92.3
	38,720	464,678	503,398		100.0

令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 190,238 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,900,900 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		13,384,269	20,676	13,404,945
	2 国庫補助金	1,602,688	20,676	1,623,364
16 県支出金		5,786,345	11,938	5,798,283
	2 県補助金	1,043,964	11,521	1,055,485
	3 委託金	483,684	417	484,101
19 繰入金		1,131,146	104,345	1,235,491
	1 基金繰入金	1,131,146	104,191	1,235,337
	2 特別会計繰入金	0	154	154
20 繰越金		768,744	50,492	819,236
	1 繰越金	768,744	50,492	819,236
21 諸収入		2,948,142	187	2,948,329
	5 雑入	802,470	187	802,657
22 市債		5,747,000	2,600	5,749,600
	1 市債	5,747,000	2,600	5,749,600
歳 入 合 計		73,710,662	190,238	73,900,900

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,762,025	4,102	7,766,127
	1 総務管理費	5,959,083	4,102	5,963,185
3 民生費		35,729,463	29,080	35,758,543
	2 児童福祉費	16,644,655	29,080	16,673,735
4 衛生費		8,794,426	371	8,794,797
	1 保健衛生費	4,720,661	371	4,721,032
8 土木費		5,145,884	6,449	5,152,333
	4 都市計画費	3,018,680	6,449	3,025,129
9 消防費		2,525,304	5,735	2,531,039
	1 消防費	2,525,304	5,735	2,531,039
10 教育費		5,794,176	44,501	5,838,677
	1 教育総務費	1,012,577	190	1,012,767
	2 小学校費	1,636,361	1,707	1,638,068
	3 中学校費	754,588	1,231	755,819
	4 学校給食費	508,397	41,373	549,770
13 予備費		50,000	100,000	150,000
	1 予備費	50,000	100,000	150,000
歳 出 合 計		73,710,662	190,238	73,900,900

第 2 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	限度額	限度額			
香 川 駅 周 辺 整 備 事 業		2,600	普通貸借又は証券発行。 事業の進捗その他の都合により起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、民間等資金の場合には、その債権者との融資条件による。 ただし、市財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。
計	5,747,000	5,749,600			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	13,384,269	20,676	13,404,945
16 県支出金	5,786,345	11,938	5,798,283
19 繰入金	1,131,146	104,345	1,235,491
20 繰越金	768,744	50,492	819,236
21 諸収入	2,948,142	187	2,948,329
22 市債	5,747,000	2,600	5,749,600
歳 入 合 計	73,710,662	190,238	73,900,900

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	7,762,025	4,102	7,766,127
3 民生費	35,729,463	29,080	35,758,543
4 衛生費	8,794,426	371	8,794,797
8 土木費	5,145,884	6,449	5,152,333
9 消防費	2,525,304	5,735	2,531,039
10 教育費	5,794,176	44,501	5,838,677
13 予備費	50,000	100,000	150,000
歳 出 合 計	73,710,662	190,238	73,900,900

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
△397	0	187	4,312
28,000	0	0	1,080
185	0	0	186
3,300	2,600	0	549
0	0	5,735	0
1,526	0	0	42,975
0	0	0	100,000
32,614	2,600	5,922	149,102

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	13,384,269	20,676	13,404,945
2 国庫補助金	1,602,688	20,676	1,623,364
2 民生費国庫補助金	905,020	16,267	921,287
5 土木費国庫補助金	244,415	3,300	247,715
7 教育費国庫補助金	136,999	1,109	138,108
16 県支出金	5,786,345	11,938	5,798,283
2 県補助金	1,043,964	11,521	1,055,485
1 総務費県補助金	33,184	△397	32,787
2 民生費県補助金	869,829	11,733	881,562
3 衛生費県補助金	78,402	185	78,587
3 委託金	483,684	417	484,101
4 教育費委託金	0	417	417
19 繰入金	1,131,146	104,345	1,235,491

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	11,733	4 子ども・子育て支援交付金（1／3）	11,733
4 地方創生臨時交付金	4,534	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	4,534
4 都市計画費補助金	3,300	1 社会資本整備総合交付金	3,300
2 小学校費補助金	1,109	6 教育支援体制整備事業費補助金	1,109
1 総務管理費補助金	△397	2 市町村地域防災力強化事業費補助金	△397
2 児童福祉費補助金	11,733	6 子ども・子育て支援交付金（1／3）	11,733
1 保健衛生費補助金	185	5 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業補助金（1／2）	185
1 教育総務費委託金	417	1 かながわ学びづくり推進地域研究委託金	417

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	基金繰入金	1,131,146	104,191	1,235,337
	1 ふるさと基金繰入金	76,119	5,735	81,854
	2 財政調整基金繰入金	427,041	98,456	525,497
2	特別会計繰入金	0	154	154
	1 公共用地先行取得事業特別会計繰入金	0	154	154
20	繰越金	768,744	50,492	819,236
	1 繰越金	768,744	50,492	819,236
	1 繰越金	768,744	50,492	819,236
21	諸収入	2,948,142	187	2,948,329
	5 雑入	802,470	187	802,657
	2 雑入	802,266	187	802,453
22	市債	5,747,000	2,600	5,749,600
	1 市債	5,747,000	2,600	5,749,600
	4 土木債	549,700	2,600	552,300
歳 入 合 計		73,710,662	190,238	73,900,900

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 ふるさと基金 繰入金	5,735	1 ふるさと基金繰入金	5,735
1 財政調整基金 繰入金	98,456	1 財政調整基金繰入金	98,456
1 公共用地先行 取得事業特別 会計繰入金	154	1 公共用地先行取得事業特別会計繰入金	154
1 前年度繰越金	50,492	1 前年度繰越金	50,492
3 衛生費雑入	187	11 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	187
3 都市計画債	2,600	9 香川駅周辺整備事業債	2,600

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	7,762,025	4,102	7,766,127		
1 総務管理費	5,959,083	4,102	5,963,185		
1 一般管理費	2,948,077	△1,317	2,946,760	一般財源	△1,317
6 財産管理費	342,392	4,358	346,750	県支出金	△397
				そ の 他	187
				一般財源	4,568
14 防災対策費	82,876	1,061	83,937	一般財源	1,061
3 民生費	35,729,463	29,080	35,758,543		
2 児童福祉費	16,644,655	29,080	16,673,735		
1 児童福祉総務費	4,608,915	15,480	4,624,395	国庫支出金	7,200
				県支出金	7,200
				一般財源	1,080
5 地域児童福祉費	572,600	13,600	586,200	国庫支出金	9,067
				県支出金	4,533
4 衛生費	8,794,426	371	8,794,797		
1 保健衛生費	4,720,661	371	4,721,032		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△1,198	10 職員給与費 △1,317
3 職員手当等	△119	
2 地域手当	△119	
12 役務費	△42	30 車両管理経費 △559 90 公共施設等総合管理計画改訂事業費 4,917
3 手数料	△8	
6 自動車損害保 険料	△34	
13 委託料	4,917	
18 備品購入費	△517	
13 委託料	1,061	10 防災対策管理経費 1 防災対策管理経費 1,061 1,061
19 負担金補助及 び交付金	15,480	120 幼稚園等補助金 15,480
13 委託料	10,800	60 新型コロナウイルス感染症対策事業費 13,600
19 負担金補助及 び交付金	2,800	

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		3 母子衛生費	756,630	371	757,001	県支出金	185
						一般財源	186
		8 土木費	5,145,884	6,449	5,152,333		
		4 都市計画費	3,018,680	6,449	3,025,129		
		1 都市計画総務費	2,667,423	6,449	2,673,872	国庫支出金	3,300
						地 方 債	2,600
						一般財源	549
		9 消防費	2,525,304	5,735	2,531,039		
		1 消防費	2,525,304	5,735	2,531,039		
		1 常備消防費	2,417,350	3,150	2,420,500	そ の 他	3,150
		3 消防施設費	50,124	2,585	52,709	そ の 他	2,585
		10 教育費	5,794,176	44,501	5,838,677		
		1 教育総務費	1,012,577	190	1,012,767		
		2 事務局費	1,006,039	190	1,006,229	県支出金	417
						一般財源	△227

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
20 扶助費	371	40 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費	371
17 公有財産購入費	6,449	150 香川駅周辺整備事業費	6,449
11 需用費	3,150	20 常備消防管理経費	3,150
1 消耗品費	3,150	3 消防活動運用経費	3,150
12 役務費	138	10 消防車両整備事業費	2,585
7 保険料	138		
18 備品購入費	2,447		
2 給料	△207	10 職員給与費	△227
3 職員手当等	△20	60 学校教育指導関係経費	417
2 地域手当	△20	3 かながわ学びづくり推進地域研究事業費	417
8 報償費	360		
11 需用費	57		
1 消耗品費	57		

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	2 小学校費	1,636,361	1,707	1,638,068		
	2 教育振興費	312,527	1,707	314,234	一般財源	1,707
	3 中学校費	754,588	1,231	755,819		
	2 教育振興費	173,130	1,231	174,361	一般財源	1,231
	4 学校給食費	508,397	41,373	549,770		
	1 学校給食管理費	508,397	41,373	549,770	国庫支出金	1,109
					一般財源	40,264
13	予備費	50,000	100,000	150,000		
	1 予備費	50,000	100,000	150,000		
	1 予備費	50,000	100,000	150,000	一般財源	100,000
歳 出 合 計		73,710,662	190,238	73,900,900		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 使用料及び賃 借料	1,707	50 情報機器配備運営経費 1,707
14 使用料及び賃 借料	1,231	50 情報機器配備運営経費 1,231
13 委託料	38,046	30 学校給食管理運営費 41,373
18 備品購入費	3,327	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	地 域 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	長 等	36,371	3,640	55,342	67,243	
	計	36,371	3,640	55,342	67,243	
補 正 前	長 等	37,776	3,779	56,886	68,787	
	計	37,776	3,779	56,886	68,787	
比 較	長 等	△ 1,405	△ 139	△ 1,544	△ 1,544	
	計	△ 1,405	△ 139	△ 1,544	△ 1,544	

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額				補 正 前	補 正 後
		補正前の額	補 正 額	繰 越 額	計		
1 普 通 債	37,290,024	2,099,000	2,600	787,900	2,889,500	37,006,208	37,796,708
(7) 土 木	7,505,521	549,700	2,600	417,400	969,700	7,609,880	8,029,880
合 計	66,056,384	5,747,000	2,600	787,900	6,537,500	66,859,617	67,650,117

令和 3 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度茅ヶ崎市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,449 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76,850 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 財産収入		0	6,449	6,449
	1 財産売払収入	0	6,449	6,449
歳 入 合 計		70,401	6,449	76,850

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		70,401	6,295	76,696
	1 公債費	70,401	6,295	76,696
2 総務費		0	154	154
	1 総務管理費	0	154	154
歳 出 合 計		70,401	6,449	76,850

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 財産収入	0	6,449	6,449
歳 入 合 計	70,401	6,449	76,850

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費	70,401	6,295	76,696
2 総務費	0	154	154
歳 出 合 計	70,401	6,449	76,850

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
0	0	6,295	0
0	0	154	0
0	0	6,449	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3 財産収入	0	6,449	6,449
1 財産売却収入	0	6,449	6,449
1 不動産売却収入	0	6,449	6,449
歳 入 合 計	70,401	6,449	76,850

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地売却収入	6,449	1 土地売却収入 6,449

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 公債費	70,401	6,295	76,696		
1 公債費	70,401	6,295	76,696		
1 元金	69,074	6,287	75,361	そ の 他	6,287
2 利子	1,327	8	1,335	そ の 他	8
2 総務費	0	154	154		
1 総務管理費	0	154	154		
1 一般管理費	0	154	154	そ の 他	154
歳 出 合 計	70,401	6,449	76,850		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
23 償還金利子及び割引料	6,287	10 市債償還金	6,287
23 償還金利子及び割引料	8	10 市債利子	8
28 繰出金	154	10 一般会計繰出金	154

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
		当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額				補 正 前	補 正 後
		補正前の額	補 正 額	繰 越 額	計		
1 普 通 債	324,149	69,074	6,287		75,361	255,075	248,788
(1) 公 共 用 地	324,149	69,074	6,287		75,361	255,075	248,788
合 計	324,149	69,074	6,287		75,361	255,075	248,788

令和 3 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 3 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事 項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4） 主な建設改良事業			
施設整備	394,110千円	1,797千円	395,907千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 381,046 千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 381,143 千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第 1 款 資本的収入	1,021,627千円	1,700千円	1,023,327千円
第 1 項 企業債	538,200千円	1,700千円	539,900千円
支出			
第 1 款 資本的支出	1,402,673千円	1,797千円	1,404,470千円
第 1 項 建設改良費	650,569千円	1,797千円	652,366千円

（継続費の補正）

第 4 条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

変更

（単位 千円）

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
資本 1 的支 出	建設 1 改良 費	市立病院 本館改修 事業	497,000	令和 2 年度	240,000	498,797	令和 2 年度	240,000
				令和 3 年度	257,000		令和 3 年度	258,797

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
病 院 給 食 調 理 業 務 委 託 経 費	令和3年度 } 令和6年度	654,971

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
市 立 病 院 本 館 改 修 事 業	257,000	258,700

令和3年6月3日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和 3 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 資本的収入			1,021,627	1,700	1,023,327	
	1 企 業 債		538,200	1,700	539,900	
		1 企 業 債	538,200	1,700	539,900	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 資本的支出			1,402,673	1,797	1,404,470	
	1 建設改良費		650,569	1,797	652,366	
		1 施設整備費	394,110	1,797	395,907	

令和3年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益 (△は当年度純損失)	△ 657,432	△ 157	△ 657,589
減価償却費	784,320		784,320
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 100,207		△ 100,207
賞与引当金の増減額 (△は減少)	72,320		72,320
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	11,257		11,257
その他引当金 (法定福利費引当金) の増減額 (△は減少)	23,898		23,898
長期前受金戻入額	△ 221,522		△ 221,522
受取利息及び受取配当金	△ 1		△ 1
支払利息	111,219		111,219
長期前払消費税勘定償却	19,618		19,618
固定資産除却費	7,500		7,500
その他特別損失	3,100		3,100
未収金の増減額 (△は増加)	165,957		165,957
未払金の増減額 (△は減少)	△ 149,811		△ 149,811
たな卸資産の増減額 (△は増加)	48,500		48,500
その他流動負債の増減額 (△は減少)	6,401		6,401
小計	125,117	△ 157	124,960
利息及び配当金の受取額	1		1
利息の支払額	△ 111,219		△ 111,219
消費税及び地方消費税の支払額	△ 32,400		△ 32,400
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,501	△ 157	△ 18,658
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 705,539	△ 1,634	△ 707,173
長期貸付金の投資による支出 (看護師等奨学金)	△ 600		△ 600
その他投資による支出 (医師公舎敷金)	△ 2,800		△ 2,800
その他投資の返還による収入	1,050		1,050
国庫補助金等による収入	2,700		2,700
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	479,677		479,677
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 225,512	△ 1,634	△ 227,146
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000		△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	967,400	1,700	969,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 748,704		△ 748,704
リース債務返済による支出	△ 109,659		△ 109,659
財務活動によるキャッシュ・フロー	109,037	1,700	110,737
資金増加額 (又は減少額)	△ 134,976	△ 91	△ 135,067
資金期首残高	1,457,095		1,457,095
資金期末残高	1,322,119	△ 91	1,322,028

令和3年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表
(令和4年3月31日)

(単位 千円)

区 分		既決予定額	補正予定額	計	
資 産 の 部					
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	ア 土 地	336,264		336,264	
	イ 建 物	18,600,413	1,634	18,602,047	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 10,705,996		<u>△ 10,705,996</u>	7,896,051
	ウ 構 築 物	267,084		267,084	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 176,404		<u>△ 176,404</u>	90,680
	エ 器 械 備 品	4,979,879		4,979,879	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 3,973,508		<u>△ 3,973,508</u>	1,006,371
	オ 車 両	5,749		5,749	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 5,462		<u>△ 5,462</u>	287
	カ リ ー ス 資 産	157,436		157,436	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 50,834		<u>△ 50,834</u>	106,602
	キ 建 設 仮 勘 定	0		<u>0</u>	0
	有 形 固 定 資 産 合 計				9,436,255
(2)	無 形 固 定 資 産				
	ア 電 話 加 入 権	1,803		1,803	
	イ ソ フ ト ウ ェ ア	0		<u>0</u>	0
	無 形 固 定 資 産 合 計				1,803
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産				
	ア 長 期 貸 付 金	50,600		50,600	
	イ 長 期 前 払 消 費 税	118,101		118,101	
	ウ そ の 他 投 資	7,935		<u>7,935</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計				<u>176,636</u>
	固 定 資 産 合 計				9,614,694
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金	1,322,119	△ 91		1,322,028
(2)	未 収 金	1,889,777		1,889,777	
	貸 倒 引 当 金	△ 109,131		<u>△ 109,131</u>	1,780,646
(3)	貯 蔵 品	99,614			<u>99,614</u>
	流 動 資 産 合 計				<u>3,202,288</u>
	資 産 合 計				<u>12,816,982</u>

区 分		既決予定額	補正予定額	計	
負債の部					
3	固定負債				
(1)	企業債				
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	7,564,909	1,700	<u>7,566,609</u>	
	企業債合計				7,566,609
(2)	リース債	75,001			75,001
(3)	引当金				
	ア 退職給付引当金	1,624,931		<u>1,624,931</u>	
	引当金合計				<u>1,624,931</u>
	固定負債合計				9,266,541
4	流動負債				
(1)	企業債				
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	764,356		<u>764,356</u>	
	企業債合計				764,356
(2)	リース債	42,016			42,016
(3)	未払金	835,087			835,087
(4)	引当金				
	ア 賞与引当金	354,269		354,269	
	イ 修繕引当金	1		1	
	ウ その他引当金	85,288		<u>85,288</u>	
	引当金合計				439,558
(5)	その他流動負債				
	ア 預り金	49,142		<u>49,142</u>	
	その他流動負債合計				<u>49,142</u>
	流動負債合計				2,130,159
5	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	ア 補助金	742,711		742,711	
	イ 一般会計繰入金	6,058,821		6,058,821	
	ウ その他の	0		<u>0</u>	
	長期前受金合計				6,801,532
(2)	収益化累計額				
	ア 補助金	△ 375,637		△ 375,637	
	イ 一般会計繰入金	△ 5,389,400		△ 5,389,400	
	ウ その他の	0		<u>0</u>	
	収益化累計額合計				<u>△ 5,765,037</u>
	繰延収益合計				1,036,495
	負債合計				<u>12,433,195</u>
資本の部					
6	資本金	5,383,111			5,383,111
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	ア 受贈財産評価額	320		320	
	イ 寄附金	20,811		20,811	
	ウ 補助金	219,150		219,150	
	エ その他資本剰余金	1,538,911		<u>1,538,911</u>	
	資本剰余金合計				1,779,192
(2)	欠損				
	ア 当年度未処理欠損	6,778,359	157	<u>6,778,516</u>	
	欠損金合計				<u>6,778,516</u>
	剰余金合計				△ 4,999,324
	資本合計				383,787
	負債資本合計				<u>12,816,982</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 15～39 年

構築物 10～25 年

器械備品 4～20 年

車両 5～ 6 年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を簡便法により計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

ウ 修繕引当金

修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において見込まれるものを計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

オ その他引当金

職員の期末勤勉手当の支給に対応して発生する法定福利費を当年度末における期末勤勉手当支給見込額から算出し、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、新病院建設期間中(平成10年度から平成15年度)及び別棟建設期間中(平成28年度から令和元年度)に生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 120,533 千円、132,586 千円である。

予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成している。

3 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は5,193,120千円である。

4 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市病院事業では、病院事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

1 契約あたりのリース料総額が、300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理（簡便処理）を行っている。

1 契約あたりのリース料総額が、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

継 続 費 に

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			
					国県補助金	企業債	損益勘定 留保資金	その他
1 資本的 支出	1 建設 改良費	市立病院 本館改修 事業	令和2年度	240,000		240,000		
			令和3年度	258,797		258,700	97	
			計	498,797		498,700	97	

関　　る　　調　　書

(単位 千円)

前前年度末 までの支払 義務発生額	前年度末ま での支払義 務発生（見 込）額	当該年度支 払義務発生 予定額	当該年度末 までの支払 義務発生予 定額	翌年度以降 の支払義務 発生予定額	継続費の総 額に対する 進捗率	備　　考
						通次繰越 240,000
		498,797	498,797		100.0%	
		498,797	498,797		100.0%	

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額	
		期 間	金 額
病院給食調理業務委託経費	654,971		

に 関 す る 調 書

(単位 千円)

当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
期 間	金 額	国県補助金	企業債	その他
令和3年度 ～ 令和6年度	654,971			654,971

令和 3 年 度 茅ヶ 崎 市 病 院
資 本 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入	1, 021, 627	1, 700	1, 023, 327
1 企 業 債	538, 200	1, 700	539, 900
1 企 業 債	538, 200	1, 700	539, 900

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出	1, 402, 673	1, 797	1, 404, 470
1 建 設 改 良 費	650, 569	1, 797	652, 366
1 施 設 整 備 費	394, 110	1, 797	395, 907

事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 企 業 債	1,700	市立病院本館改修事業 1,700

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 工 事 請 負 費	1,797	市立病院本館改修工事 1,797

茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例（平成11年茅ヶ崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、審査申出人が押印し」を削る。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記が署名押印し」を削る。

第8条第5項中「、提出者が署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記が署名押印し」を削る。

第9条第2項各号列記以外の部分中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記が署名押印し」を削る。

第10条第2項各号列記以外の部分中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が署名押印し」を削る。

(茅ヶ崎市職員の服務に関する条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市職員の服務に関する条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名」を「を任命権者に提出」に改める。

別記様式中「 氏 名㊟」を「氏名 」に改める。

(茅ヶ崎市印鑑条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市印鑑条例（昭和50年茅ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条中「及び押印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月3日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、審査の申出その他の手続における押印を見直す等のため提案する。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中	茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会	茅ヶ崎西浜駐車場跡地の活用に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	6 人以内	を
	茅ヶ崎第 1 駐車場用地貸付事業者選定委員会	茅ヶ崎第 1 駐車場の用地を貸し付ける事業者の選定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	6 人以内	

茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会	茅ヶ崎西浜駐車場跡地の活用に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	6 人以内	に改める。
-------------------	---	-------	-------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年茅ヶ崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 茅ヶ崎第 1 駐車場用地貸付事業者選定委員会委員の項を削る。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、所期の目的を達成したことから、茅ヶ崎第1駐車場用地貸付事業者選定委員会を廃止するため提案する。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

茅ヶ崎市廃棄物 減量等推進審議 会	一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項その他市長が必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	15 人以内
-------------------------	---	--------

を

茅ヶ崎市廃棄物 減量等推進審議 会	一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項その他市長が必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	15 人以内
茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備 運営事業者選定 委員会	粗大ごみ処理施設の整備及び運営を行う事業者の選定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	5 人以内

に改める。

附 則

- この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 廃棄物減量等推進審議会委員の項の次に次のように加える。

粗大ごみ処理施設整備運営事業者 選定委員会委員	日額	10,000円
----------------------------	----	---------

令和3年6月3日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、粗大ごみ処理施設の整備及び運営を行う事業者の選定に関する事項について、専門的知見に基づく意見を聴取するため提案する。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 茅ヶ崎市市税条例（昭和 2 5 年茅ヶ崎市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項中「扶養親族の」を「扶養親族（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の」に改める。

第 2 5 条の 8 第 1 項第 3 号中「みなされるもの」の次に「（その寄附に係る支出をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）」を加える。

附則第 2 条第 1 項中「扶養親族の」を「扶養親族（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の」に改める。

附則第 3 条中第 1 6 項を第 1 7 項とし、第 1 5 項を第 1 6 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

1 5 法附則第 1 5 条第 4 6 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

第 2 条 茅ヶ崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第 2 5 条の 8 第 1 項第 3 号中「認められるもの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

附 則

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 2 5 条の 8 第 1 項第 3 号の改正規定 公布の日

(2) 第 1 条中附則第 3 条の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 3 1 号）の施行の日

(3) 第 2 条及び附則第 3 項の規定 令和 4 年 1 月 1 日

2 第 1 条の規定による改正後の第 1 7 条及び附則第 2 条第 1 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の第 2 5 条の 8 第 1 項第 3 号の規定は、所得割の納税義務者が令和 3 年 4 月 1 日以後に支出する同号に規定する寄附に係る支出金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した改正前の第 2 5 条の 8 第 1 項第 3 号に規定する寄附に係る支出金又は金銭については、なお従前の例による。

令和３年６月３日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方税法の改正に鑑み、雨水貯留浸透施設に係る固定資産税を減額するためその課税標準となるべき価格に乗じる割合を定めるとともに、同法の改正に伴い、個人の市民税を非課税とする範囲等に係る扶養親族について、年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとする等のため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例（平成 12 年茅ヶ崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 92 の項中「第 12 条第 2 項」を「第 12 条第 4 項」に改め、同表の 94 の項中「第 13 条第 3 項」を「第 13 条第 4 項」に改め、同表の 95 の項中「同条第 13 項」を「同条第 15 項」に改め、同表の 99 の項中「第 39 条第 4 項」を「第 39 条第 6 項」に改め、同表の 101 の項中「第 40 条の 5 第 4 項」を「第 40 条の 5 第 6 項」に改め、同表の 102 の項中「第 1 条の 5 第 1 項」を「第 2 条の 3 第 1 項」に改め、同表の 103 の項中「第 1 条の 6 第 1 項」を「第 2 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和 34 年茅ヶ崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「令和 2 年度分」を「令和 3 年度分」に改める。

附則第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「及び令和 2 年度分の」を「から令和 3 年度分までの」に、「令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 3 月 31 日まで」に改め、同項第 2 号ア中「令和元年」を「前年（令和元年度分の保険料の減免を受けようとする場合にあっては、令和元年とする。以下この号において同じ。）」に改め、同号イからエまでの規定中「令和元年」を「前年」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の場合における第 45 条第 2 項から第 4 項までの規定の適用については、同条第 2 項中「前項」とあるのは、「前項及び附則第 7 条第 1 項」と、同条第 3 項及び第 4 項中「第 1 項」とあるのは、「第 1 項及び附則第 7 条第 1 項」とする。

附則第 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料の減免を受けようとする者は、前項の規定により読み替えて適用する第 45 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 3 年 12 月 28 日までにその申請をしなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 16 条第 1 項及び附則第 6 条第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免期間を延

長する等のため提案する。

茅ヶ崎漁港管理条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎漁港管理条例（平成 3 年茅ヶ崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「3 年」を「10 年」に改め、同条第 5 項中「5 年」を「10 年」に改める。

第 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「者」の次に「(多目的広場を使用しようとする者にあつては、これを専用して使用しようとする場合に限る。)」を加え、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当する場合であっても、駐車場に車両を駐車させようとし、又は多目的広場を専用して使用しようとする者は、同項の許可を受けなければならない。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（駐車場の入出場時間）

第 11 条の 2 駐車場の入出場時間（駐車場に車両を入場させ、又は駐車場から車両を出場させることができる時間をいう。次項において同じ。）は、普通車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両であつて、その大きさが、長さにあつては 5 メートル、幅にあつては 2 メートルを超えない車両をいう。以下この項及び別表において同じ。）にあつては午前 4 時から午後 7 時までと、大型車（普通車以外の車両をいう。別表において同じ。）にあつては午前 9 時から午後 4 時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、駐車場の入出場時間を臨時に変更することができる。

別表備考を削り、同表の 1 の表に備考として次のように加える。

- 備考
- 1 占有面積、表示面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、これを 1 平方メートル又は 1 メートルとして計算する。
 - 2 占有料の額が月額で定められているものに係る占有の期間が 1 月未満であるとき又はその期間に 1 月未満の端数があるときは、30 日を基礎として日割りによつて計算する。
 - 3 仮設店舗及び海水浴施設の附属施設として設置する電線、水道管その他の附属

工作物の占用料は、仮設店舗及び海水浴施設の占用料に含まれるものとする。

- 4 1 件の占用料が 1 0 0 円未満であるときは 1 0 0 円とし、1 0 0 円を超える場合であって 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

別表の 2 の表を次のように改める。

2 使用料

(1) 駐車料以外のもの

種別	区分	単位	金額
停係泊料 船揚場料	船舶の総トン数 5 トン未満のもの	1 そう 1 日	1 2 0 円
	船舶の総トン数 5 トン以上 1 0 トン未満のもの		1 3 0 円
	船舶の総トン数 1 0 トン以上 2 0 トン未満のもの		1 4 0 円
	船舶の総トン数 2 0 トン以上 3 0 トン未満のもの		1 6 0 円
物揚場料	水産物	5 0 キログラムにつき	2 円
	一般貨物	1 トンにつき	6 0 円
多目的広場 専用使用料	2 分の 1	1 日	1 1 , 6 4 3 円
	全面		2 3 , 2 8 6 円

備考 1 水産物又は一般貨物の重量が 5 0 キログラム若しくは 1 トン未満であるとき又はこれらの重量に 5 0 キログラム若しくは 1 トン未満の端数があるときは、これを 5 0 キログラム又は 1 トンとして計算する。

- 2 漁船については、継続する停係泊及び船揚げの期間が 1 月までの間の停係泊

料又は船揚場料は、徴収しない。

3 船舶については、水産物又は一般貨物を陸揚げしている間の停係泊料は、徴収しない。

4 1件の使用料が100円未満であるときは100円とし、100円を超える場合であって10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(2) 駐車料

車両の種類	駐車時期の区分	駐車時間の区分	単位	金額
普通車	夏期以外の期間（1月1日から同月3日までの期間を除く。）	午前4時から午後7時まで	1台 1回	30分までごとに300円。ただし、入場の時から1時間までは200円とし、2,000円を上限とする。
		午後7時から翌日の午前4時まで		5,400円
	夏期及び1月1日から同月3日までの期間	午前4時から午後7時まで		2,000円。ただし、入場の時から1時間以内に出場するときは200円とする。
		午後7時から翌日の午前4時まで		5,400円
大型車	夏期以外の期間	午前9時から午後4時まで		3,500円
		午後4時から翌日の午前9時まで		11,900円
	夏期	午前9時から午後4時まで		7,000円
		午後4時から翌日の午前9時まで		23,800円

備考 1 「夏期」とは、7月及び8月をいう。

2 「1回」とは、一の駐車時間の区分における1回の継続した駐車をいう。

別表の３の表に備考として次のように加える。

備考 土砂の採取量が１立方メートル未満であるとき又はその採取量に１立方メートル未満の端数があるときは、これを１立方メートルとして計算する。

附 則

- １ この条例は、令和３年７月１日から施行する。
- ２ この条例の施行の際現に占用の許可を受けている者に係る占用料については、なお従前の例による。

令和３年６月３日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎漁港に駐車場及び多目的広場を設置することにより、漁業の振興及び地域の活性化を図るため提案する。

茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例（平成 2 4 年茅ヶ崎市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「(休場日等)」に改め、同条第 1 項中「休場日」の次に「及び利用時間」を加え、同条第 2 項中「こと」の次に「とし、若しくは臨時に利用時間を変更すること」を加える。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とし、第 1 0 条を第 9 条とし、第 1 1 条を第 1 0 条とする。

第 1 2 条第 1 号中「第 9 条第 2 項各号」を「第 8 条第 2 項各号」に改め、同条第 2 号中「第 9 条第 3 項」を「第 8 条第 3 項」に改め、同条を第 1 1 条とし、第 1 3 条から第 2 1 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表中「(第 1 3 条関係)」を「(第 1 2 条関係)」に改め、同表の 1 の項(1) の表中

金額	
市内利用者	市外利用者
円	円
3, 1 4 0	3, 6 6 0
2, 6 1 0	3, 1 4 0
7, 3 3 0	9, 4 2 0
4, 4 0 0	5, 6 5 0
8, 9 0 0	1 1, 0 0 0
5, 3 4 0	6, 6 0 0

を	金額
	円
	3, 7 0 0
	3, 2 0 0
	9, 5 0 0
	5, 7 0 0
	1 1, 0 0 0
	6, 6 0 0
	3 0, 4 0 0

に改め、同表

24,090	30,380	
14,450	18,220	18,300
2,610	3,140	3,200

中備考2を削り、同表備考3中「(一の利用日における施設の継続した利用をいう。)」を削り、同表中備考3を備考2とし、備考4から備考6までを削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例の例により、同日以後における茅ヶ崎市柳島キャンプ場の利用時間及び利用に係る利用料金について、市長の承認を受けることができる。

令和3年6月3日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎市柳島キャンプ場の利用時間及び利用料金の基準を緩和することにより、より効果的に当該施設を運営するため提案する。

茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 3 年茅ヶ崎市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 2 号中「2 3 6, 0 0 0 人」を「2 3 8, 1 0 0 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、相模川流域下水道全体計画の変更に伴い、本市が行う公共下水道事業の規模を改めるため提案する。

公平委員会委員の選任について

次の者を茅ヶ崎市公平委員会委員に選任したいので同意されたい。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 茅ヶ崎市松林三丁目（以下略）

氏 名 米 崎 貴 博

生年月日 昭和 5 0 年（以下略）

提案理由

本案は、公平委員会委員を選任するため、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市松林三丁目（以下略）

米 崎 貴 博

昭和 5 0 年（以下略）

経 歴

（以下略）

参 考

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第九条の二 人事委員会又は公平委員会は、三人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(第 3 項から第 9 項まで省略)

10 委員の任期は、四年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第 11 項以降省略)

監査委員の選任について

次の者を茅ヶ崎市監査委員に選任したいので同意されたい。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 茅ヶ崎市浜之郷（以下略）

氏 名 伊 藤 素 明

生年月日 昭和 33 年（以下略）

提案理由

本案は、監査委員を選任するため、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市浜之郷（以下略）

伊 藤 素 明

昭和 3 3 年（以下略）

経 歴

（以下略）

参 考

地 方 自 治 法 抜 粋

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

（第2項以下省略）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

動産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 動 産 の 名 称 テレワーク用モバイル端末等
- 2 契 約 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 15,359,300 円
- 4 納 入 期 限 令和 3 年 6 月 30 日
- 5 契 約 の 相 手 方 神奈川県横浜市西区北幸 2-10-39
ミツイワ株式会社 営業本部 横浜営業部
部長 小 佐 川 正 人

提案理由

本案は、テレワーク用モバイル端末等の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案する。

財産の無償譲渡について

次のとおり財産の無償譲渡をする。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

1 譲渡財産

譲渡財産は、次の財産とする。

種類	内容・構造等	所 在 地
建物	鉄骨造 4 階建 10,046.69 平方メートル	茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目 2 番 20 号（茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目 20 77 番 18）
その他	所在地に存する土地定着物、工作物、杭等	

※建物（躯体、外部仕上げ、内部仕上げ、電気設備、空調設備及び給排水設備をいう。）

2 譲渡の相手方

茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目 2 番 3 号

有限会社メディカルドリーム

取締役 大屋敷 幸志

3 譲渡の条件

譲渡の相手方が自らの責任と費用負担により譲渡財産を解体撤去すること。

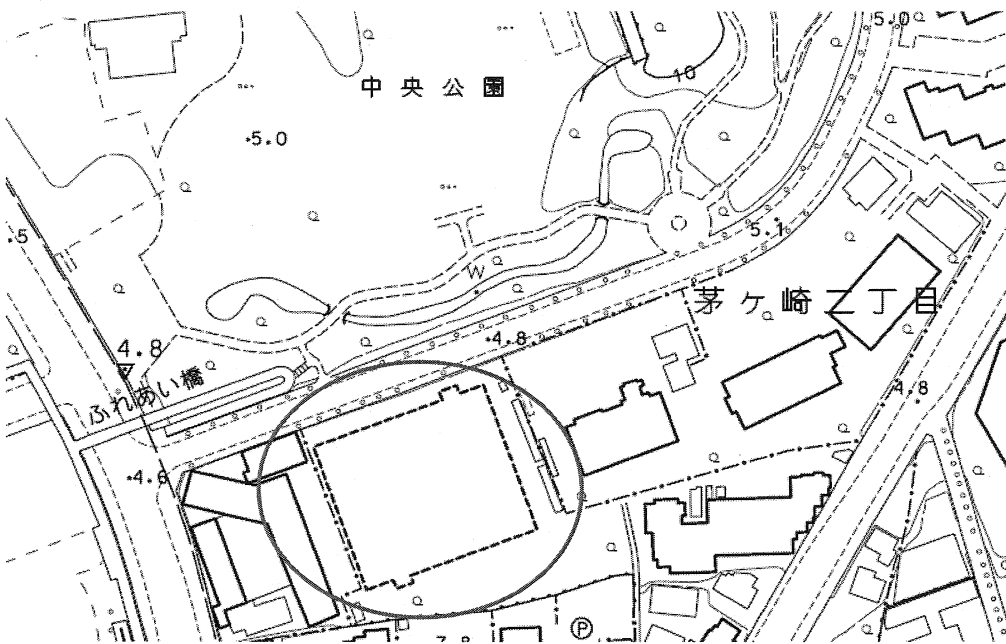
4 譲渡財産の所有権

茅ヶ崎市議会の議決を得た時に本市から譲渡の相手方に移転するものとする。

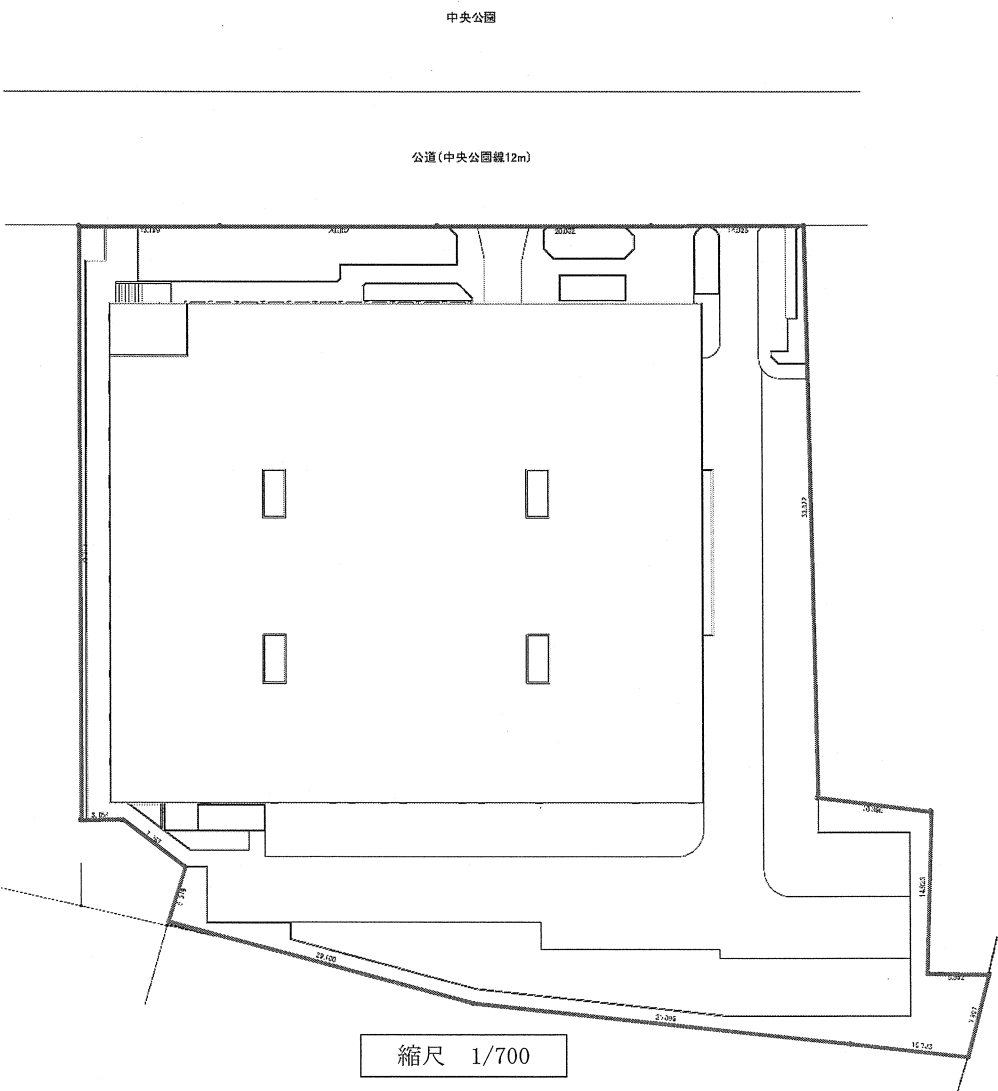
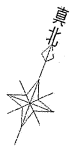
提案理由

本案は、茅ヶ崎市の財産を有限会社メディカルドリームに無償譲渡するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により提案する。

位置図



区域図



財産の無償貸付けについて

次のとおり財産の無償貸付けをする。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

1 貸付財産

貸付財産は、次の土地とする。

種類	地目	地 積	所 在
土地	雑種地	4, 9 5 9 . 6 9 平方 メートル	茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目 2 0 7 7 番 1 8

2 貸付けの相手方

茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目 2 番 3 号

有限会社メディカルドリーム

取締役 大屋敷 幸志

3 貸付けの条件

貸付けの相手方が自らの責任と費用負担により貸付財産の土地に存する既存施設（建物、土地定着物、工作物、杭等）を解体撤去すること。

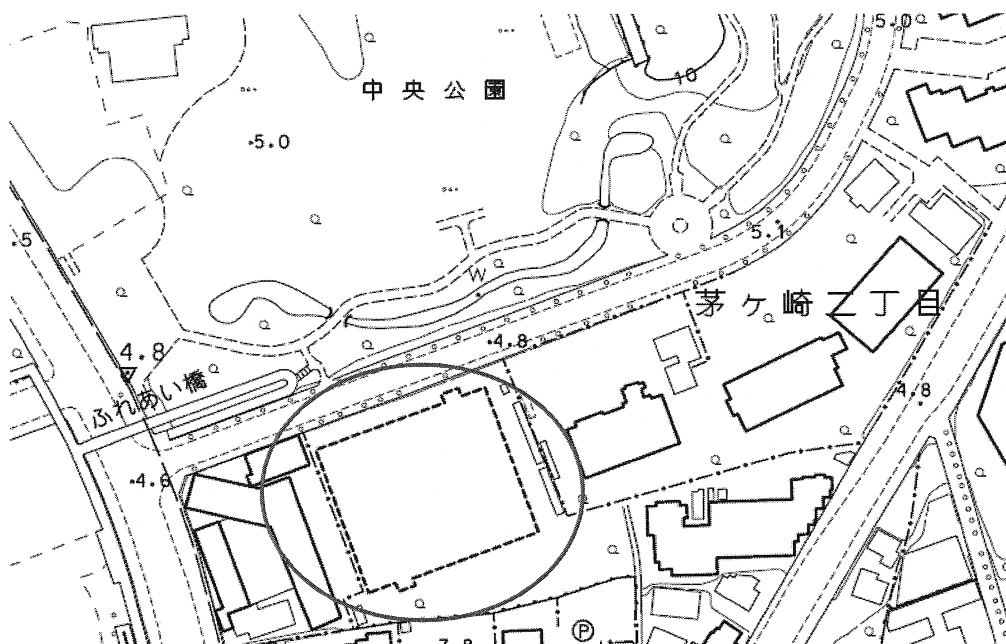
4 貸付けの期間

貸付財産の土地に存する既存施設（建物、土地定着物、工作物、杭等）の茅ヶ崎市から貸付けの相手方への所有権移転日から茅ヶ崎市と貸付けの相手方が締結する事業用定期借地権設定契約の公正証書締結日の前日までとする。

提案理由

本案は、茅ヶ崎市の土地を有限会社メディカルドリームに無償貸付けするため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により提案する。

位置図

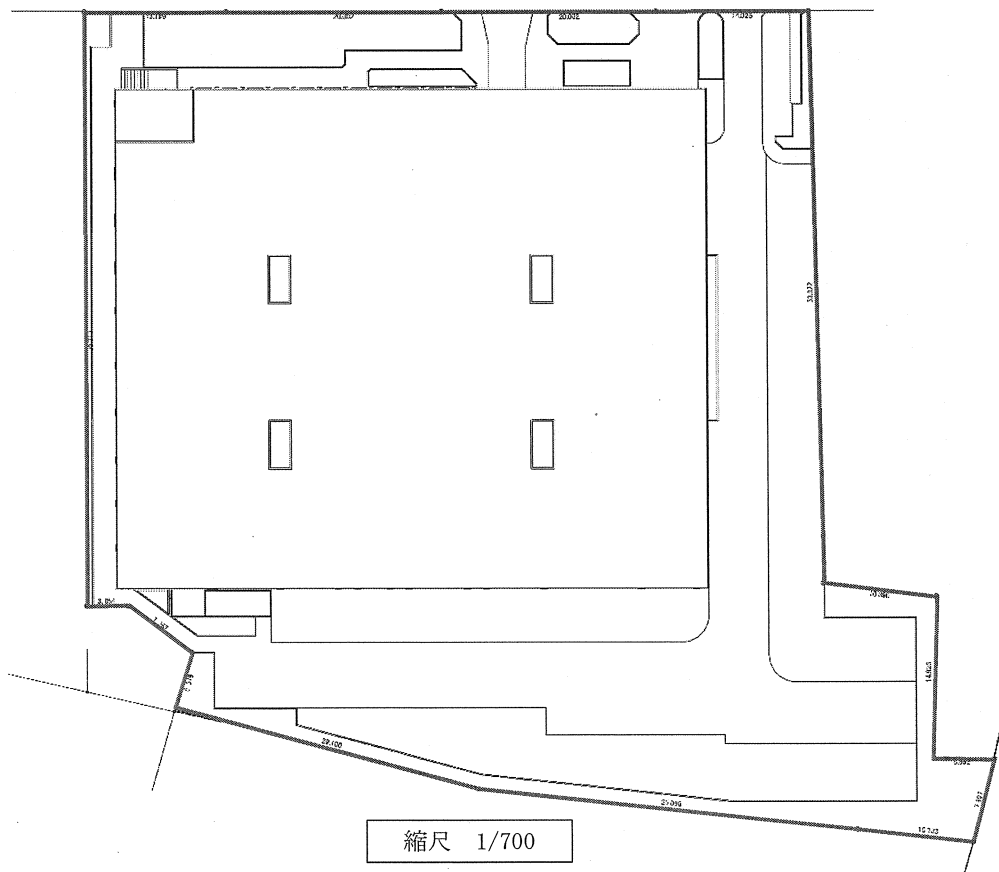


区域図



中央公園

公道(中央公園線12m)



縮尺 1/700

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和3年6月3日提出

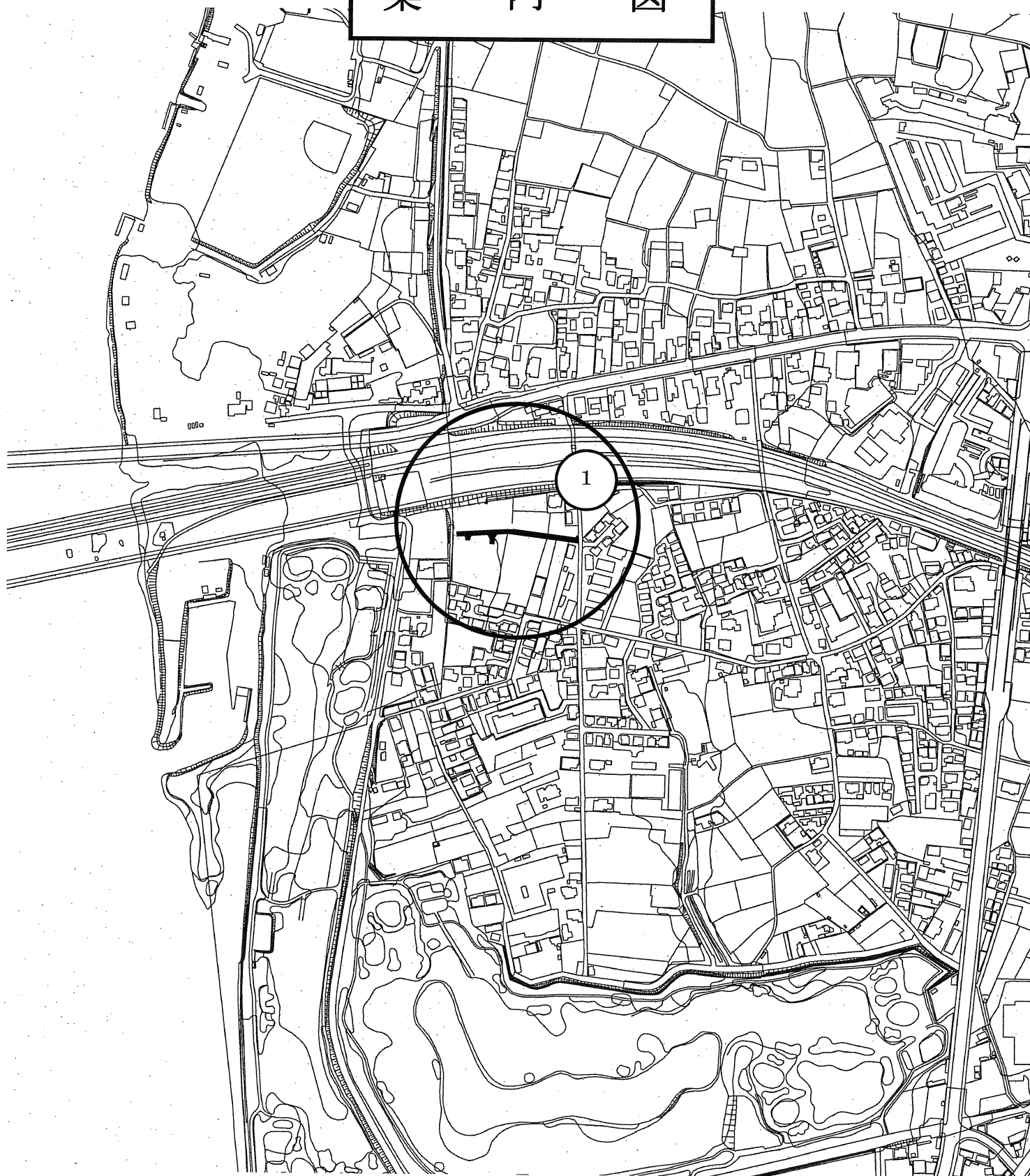
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	2713号線	中 島 字 中 河 原 3 6 1 番 3 0 地 先	中 島 字 中 河 原 3 6 1 番 1 8 地 先	m 132.57	4.50 m 6.00

提案理由

本案は、株式会社ハートフルステージが造成し、令和3年2月20日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

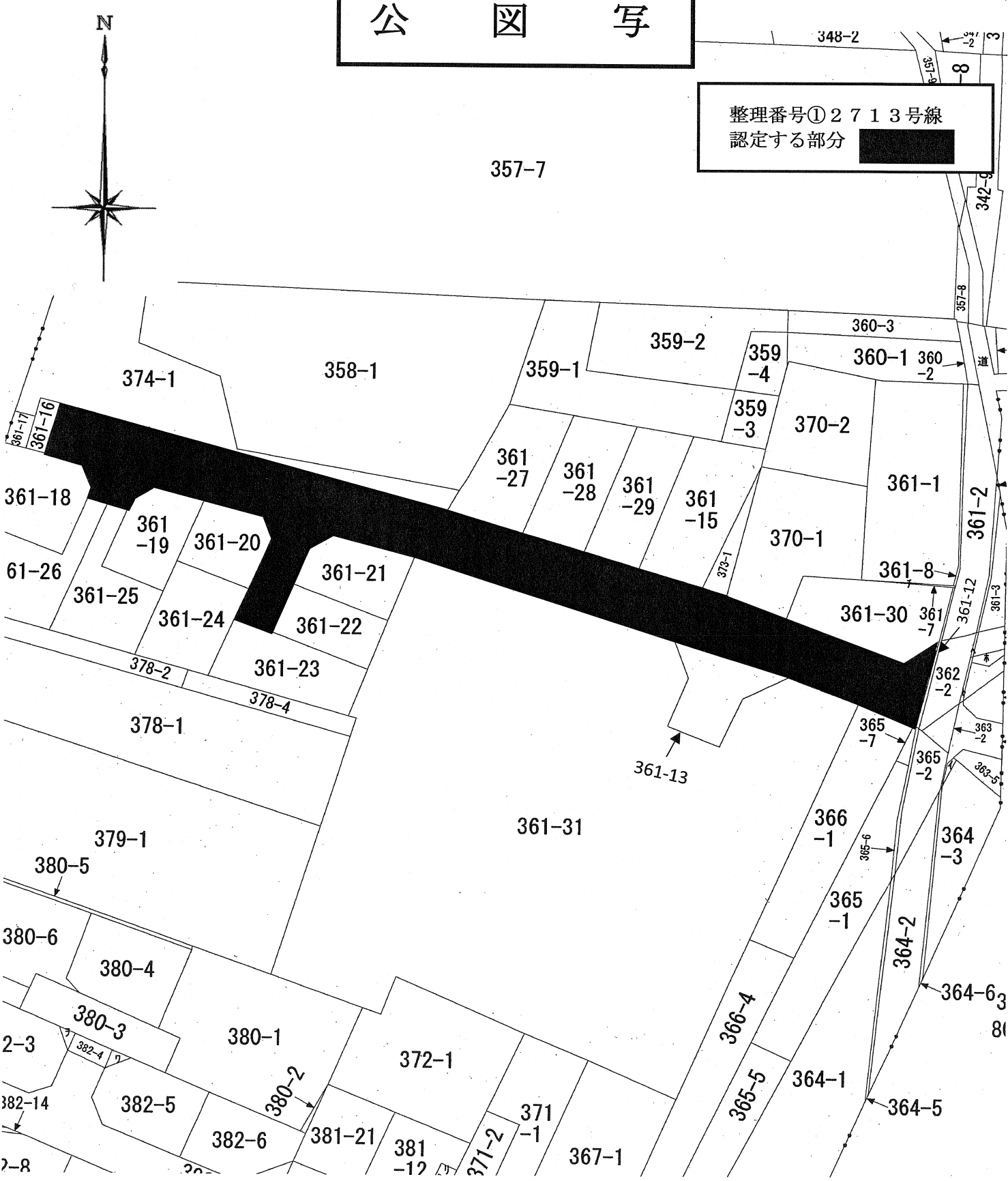
案 内 図



議案第 82 号の 1 資料

公 函 写

整理番号①2713号線
認定する部分 



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

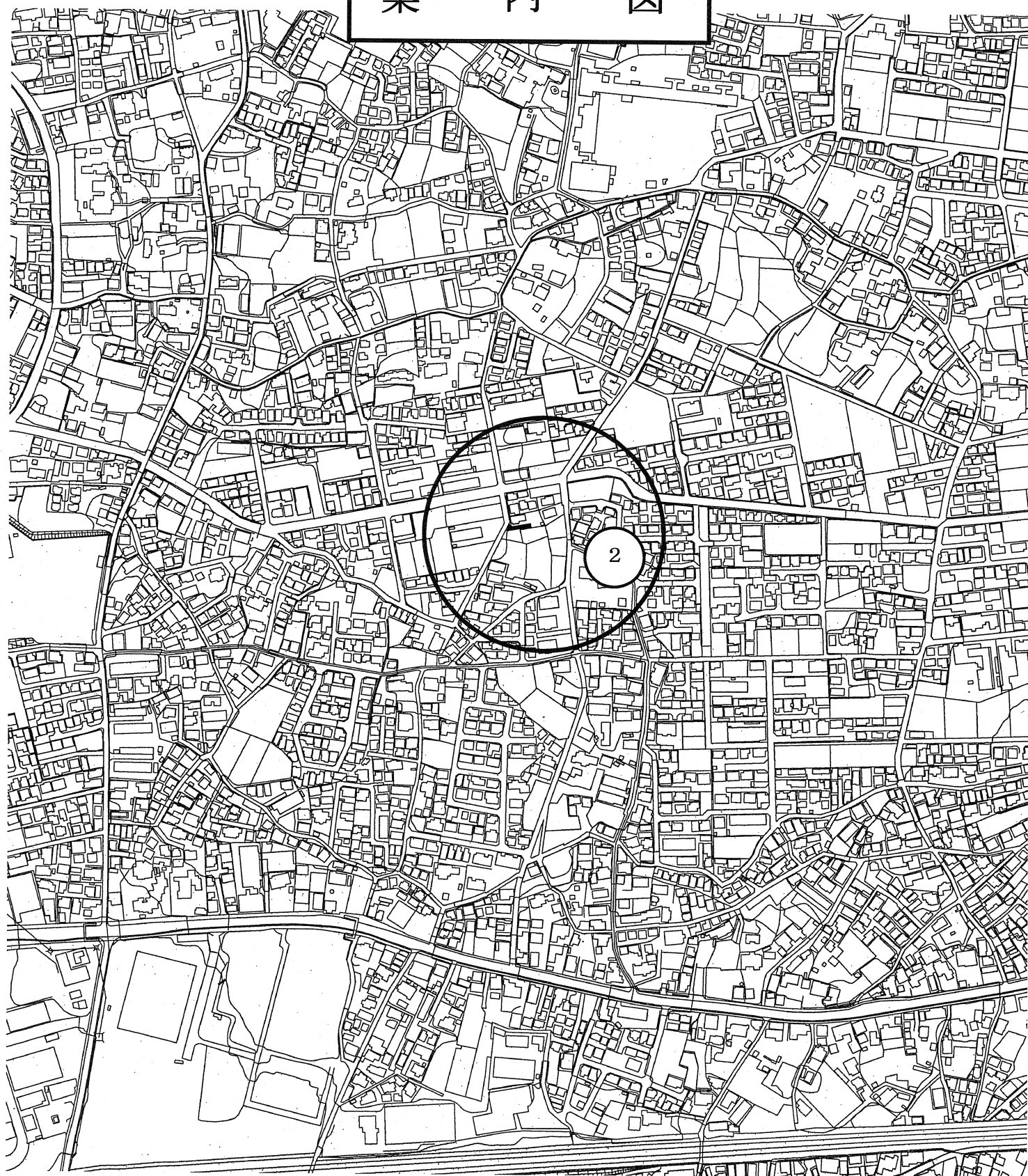
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	3 5 1 8 号線	松 林 二 丁 目 4 8 7 番 1 1 地 先	松 林 二 丁 目 4 8 7 番 1 5 地 先	m 22.57	m 4.20

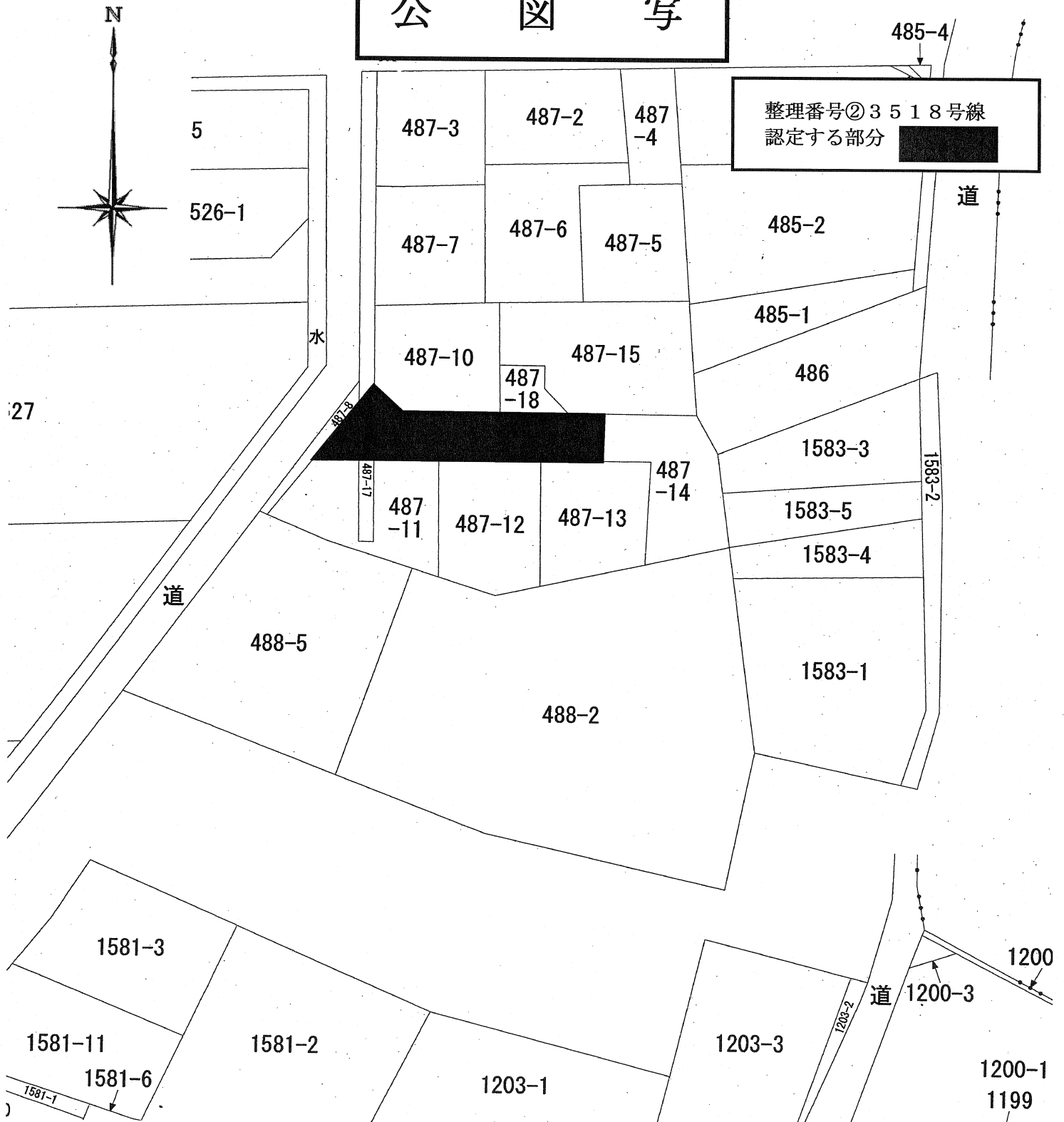
提案理由

本案は、市内在住の個人が造成し、令和 3 年 1 月 23 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

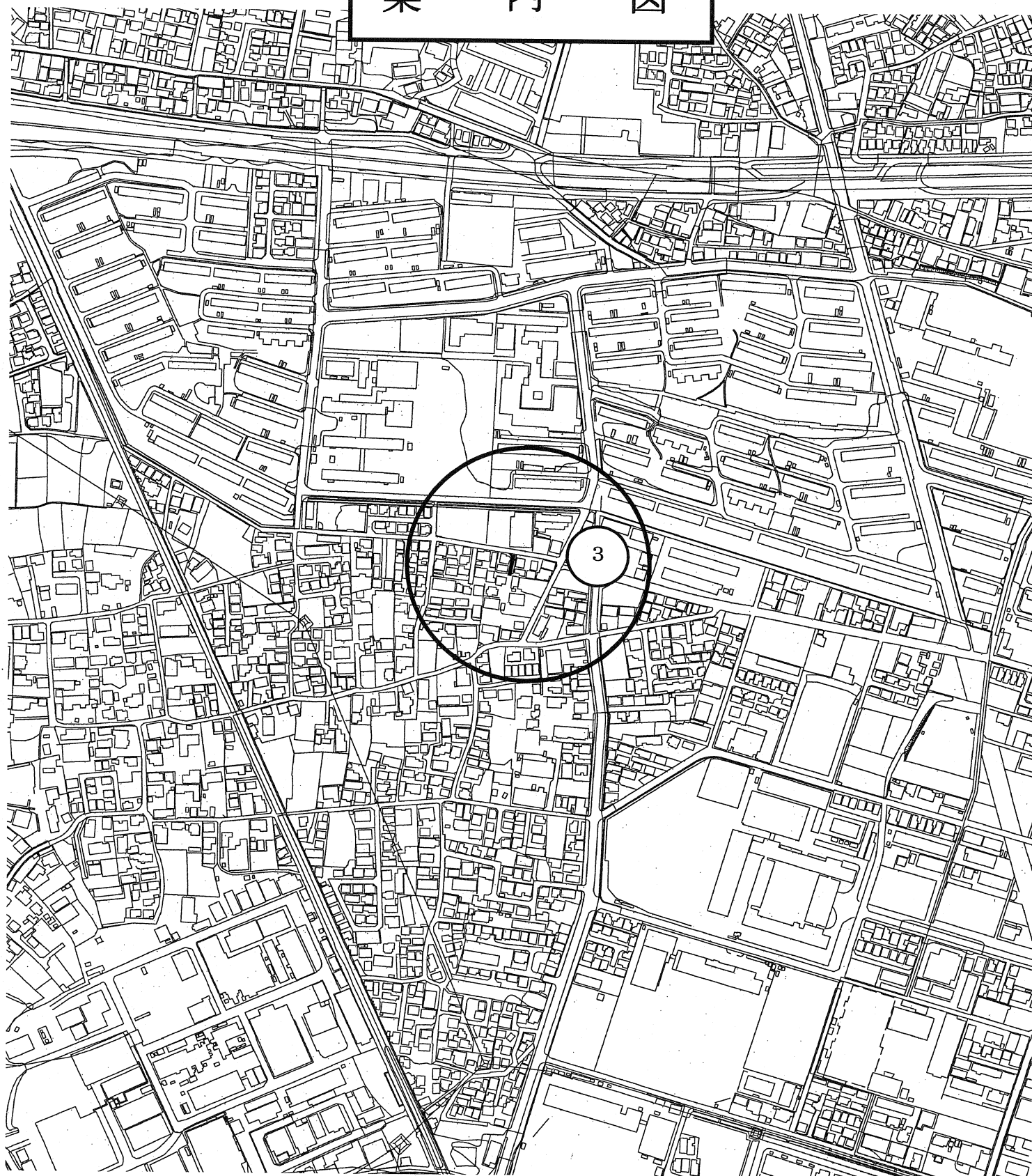
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	4 2 1 4 号線	円 蔵 二 丁 目 2 6 番 9 地 先	円 蔵 二 丁 目 2 7 番 4 地 先	m 30.74	4.20 m 4.21

提案理由

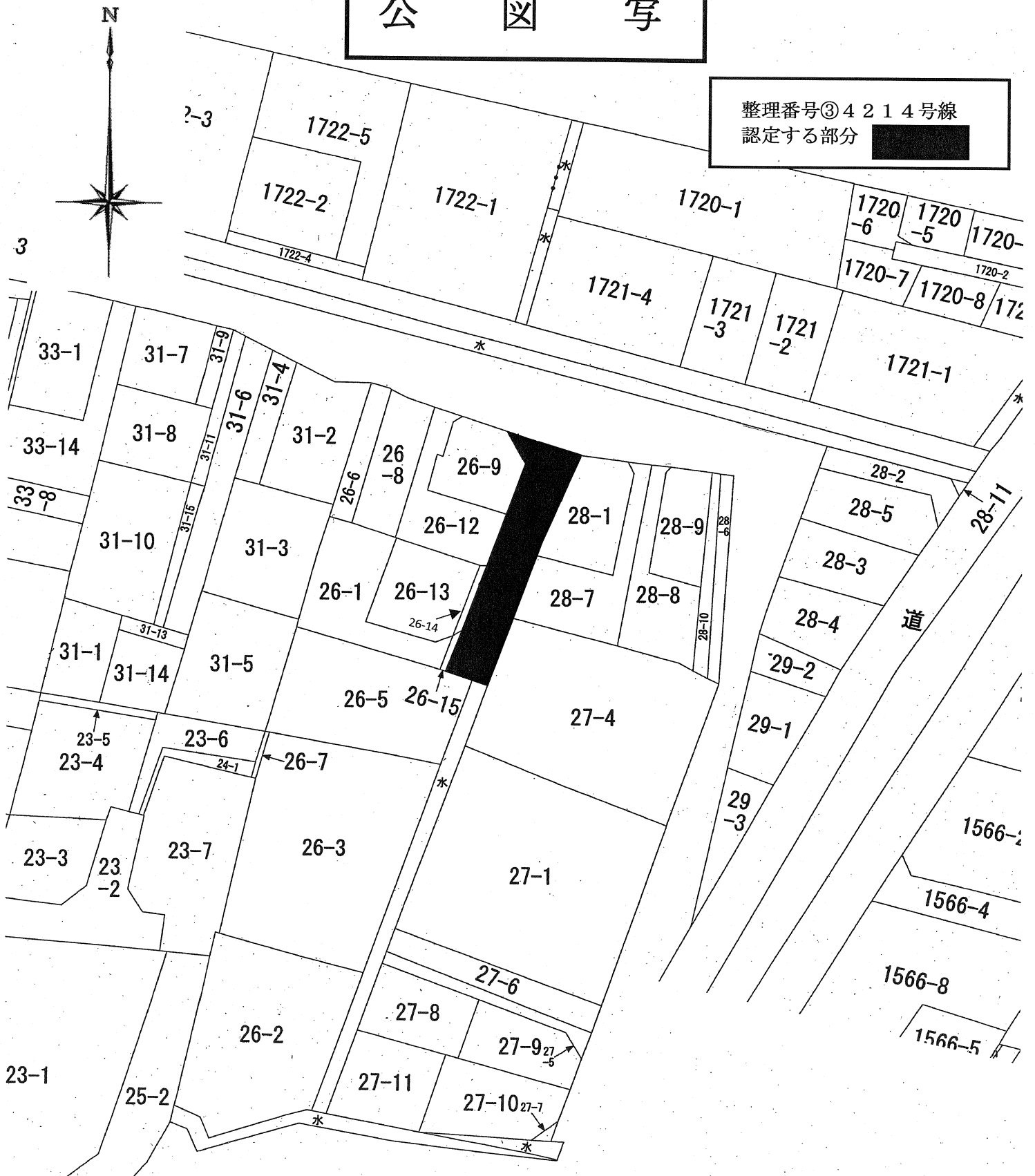
本案は、令和 2 年 1 0 月 1 4 日に湘南レーベル株式会社及び市内在住の個人から本市に寄附された道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



写 図 公

整理番号③ 4 2 1 4 号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

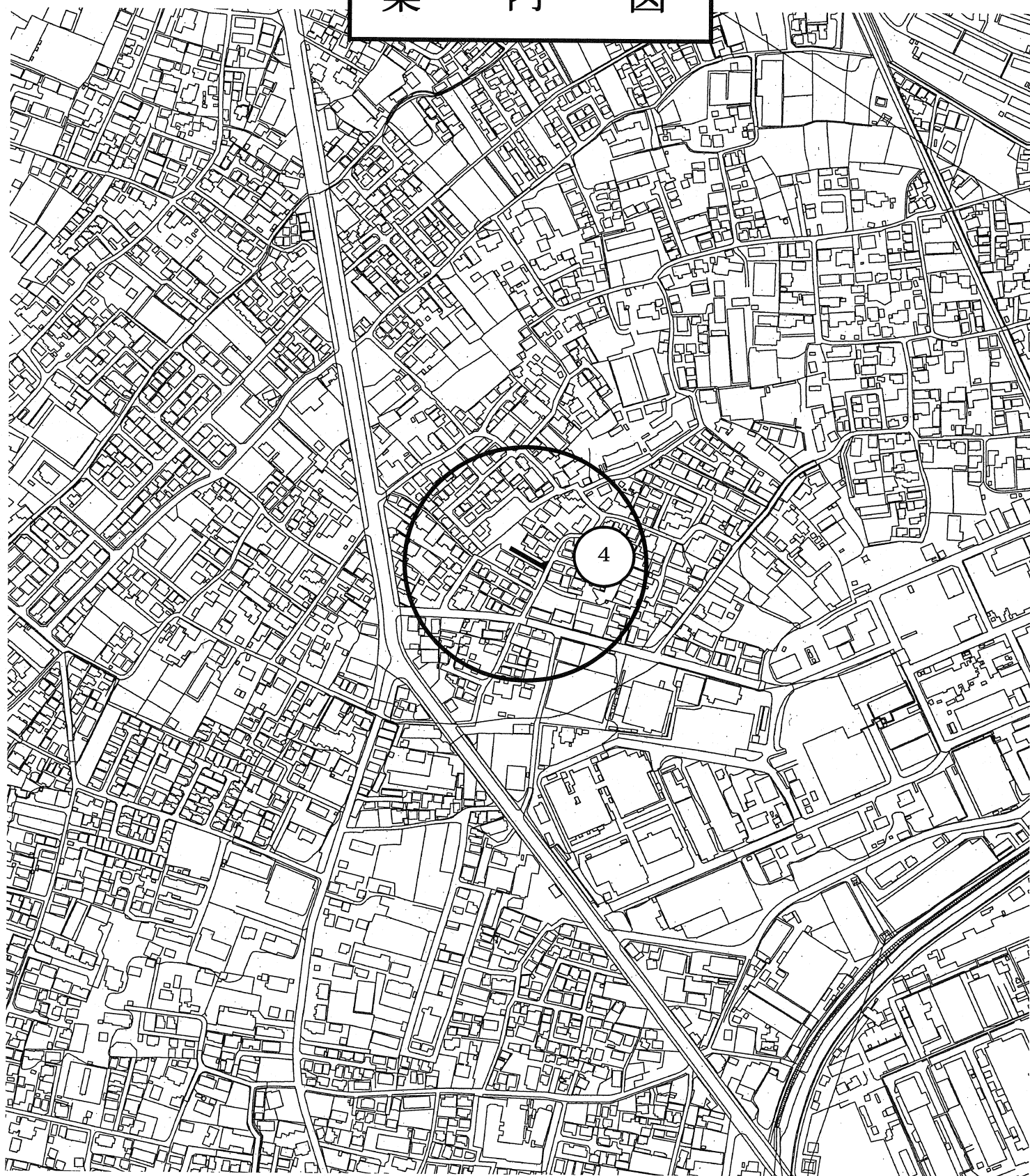
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	4 2 1 5 号線	円 蔵 字 下 ケ 町 2 4 0 5 番 1 1 地先	円 蔵 字 下 ケ 町 2 4 0 5 番 1 9 地先	m 34.70	m 4.20

提案理由

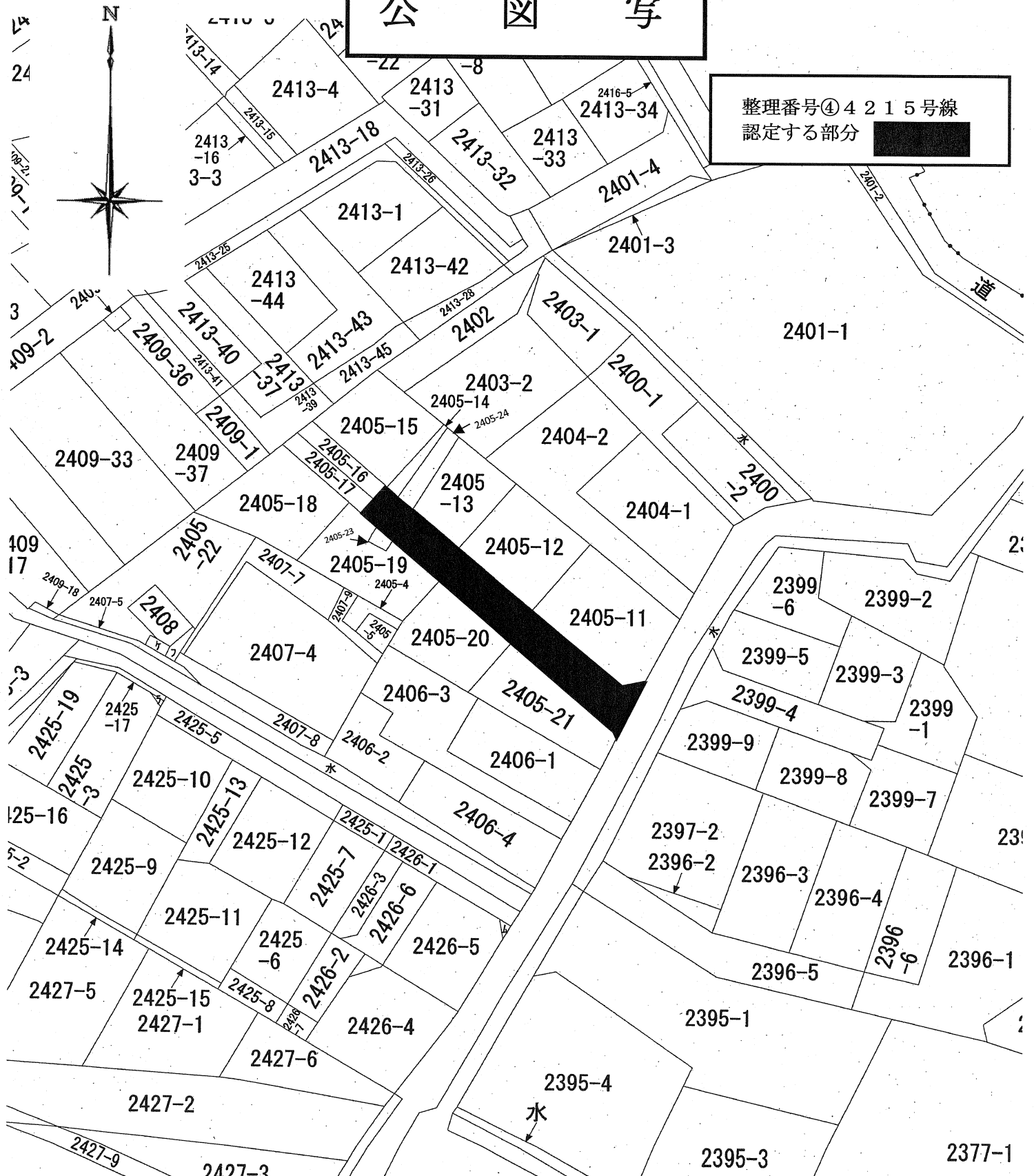
本案は、株式会社マッケンジーハウスが造成し、令和 3 年 3 月 1 6 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号④ 4 2 1 5 号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

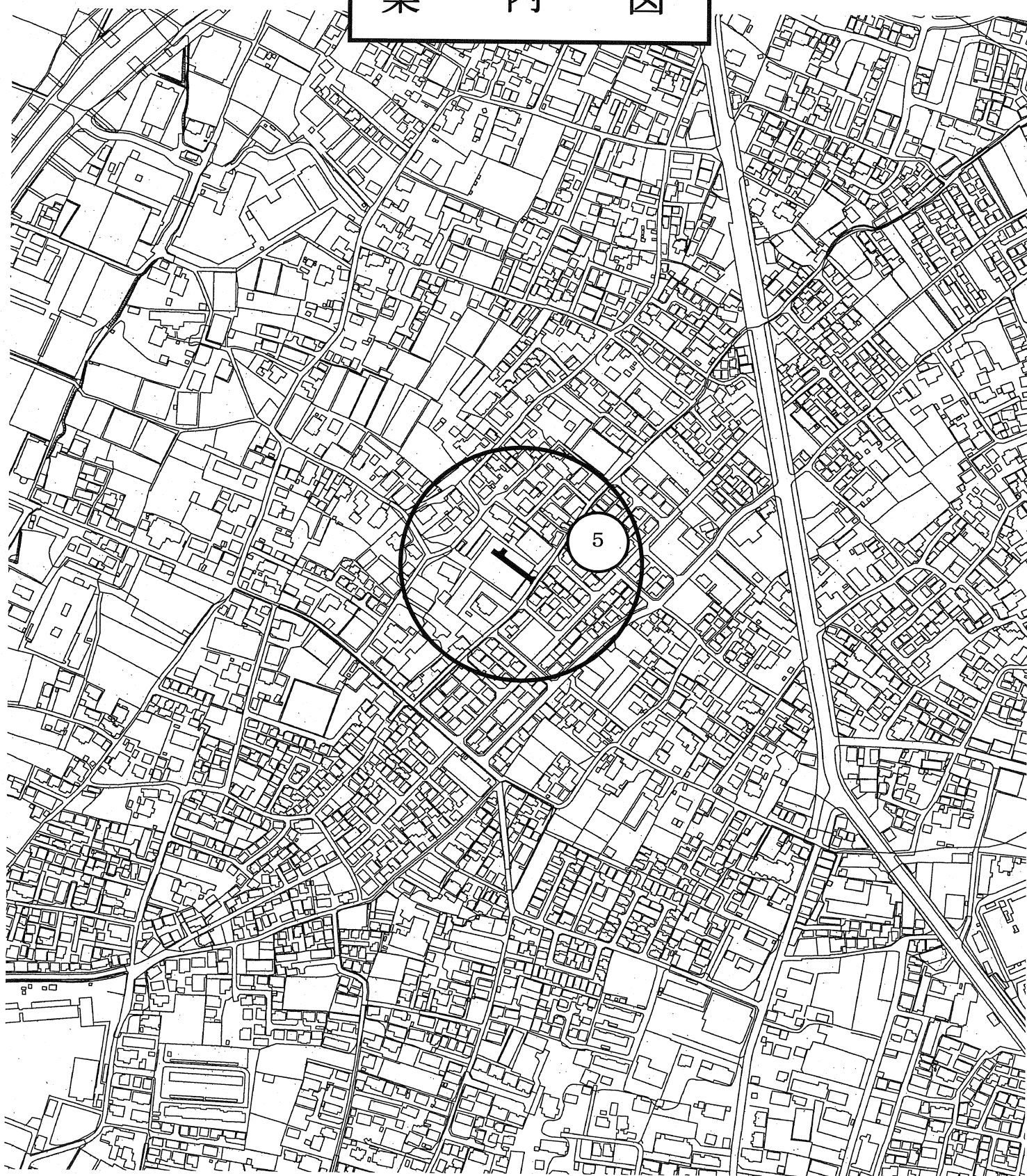
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	5 7 8 5 号 線	西 久 保 字 大 屋 敷 6 2 0 番 2 3 地 先	西 久 保 字 大 屋 敷 6 2 0 番 1 3 地 先	m 45.62	4.20 m 4.21

提案理由

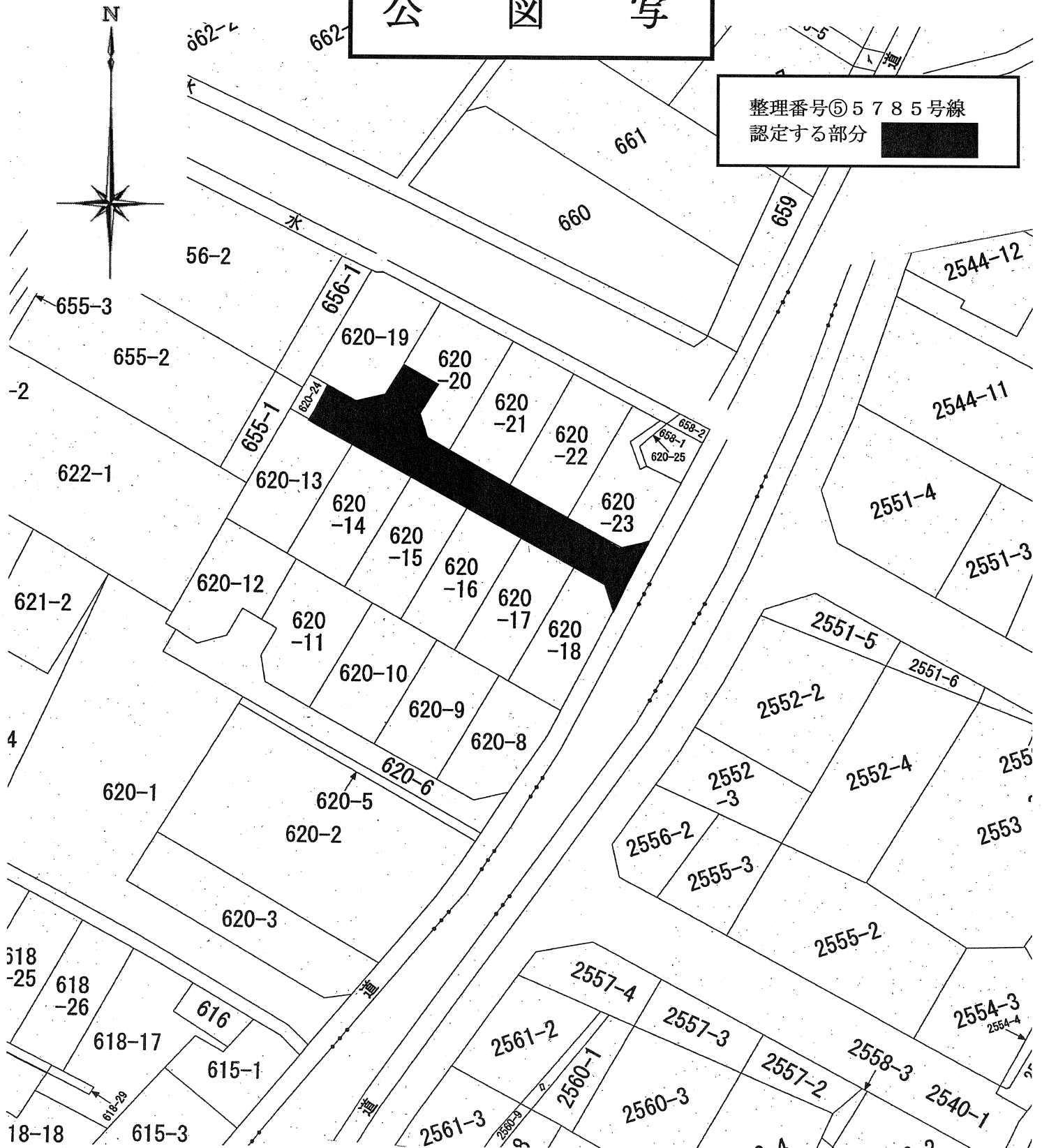
本案は、有限会社日本ホームカンパニーが造成し、令和 3 年 2 月 2 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号⑤5785号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

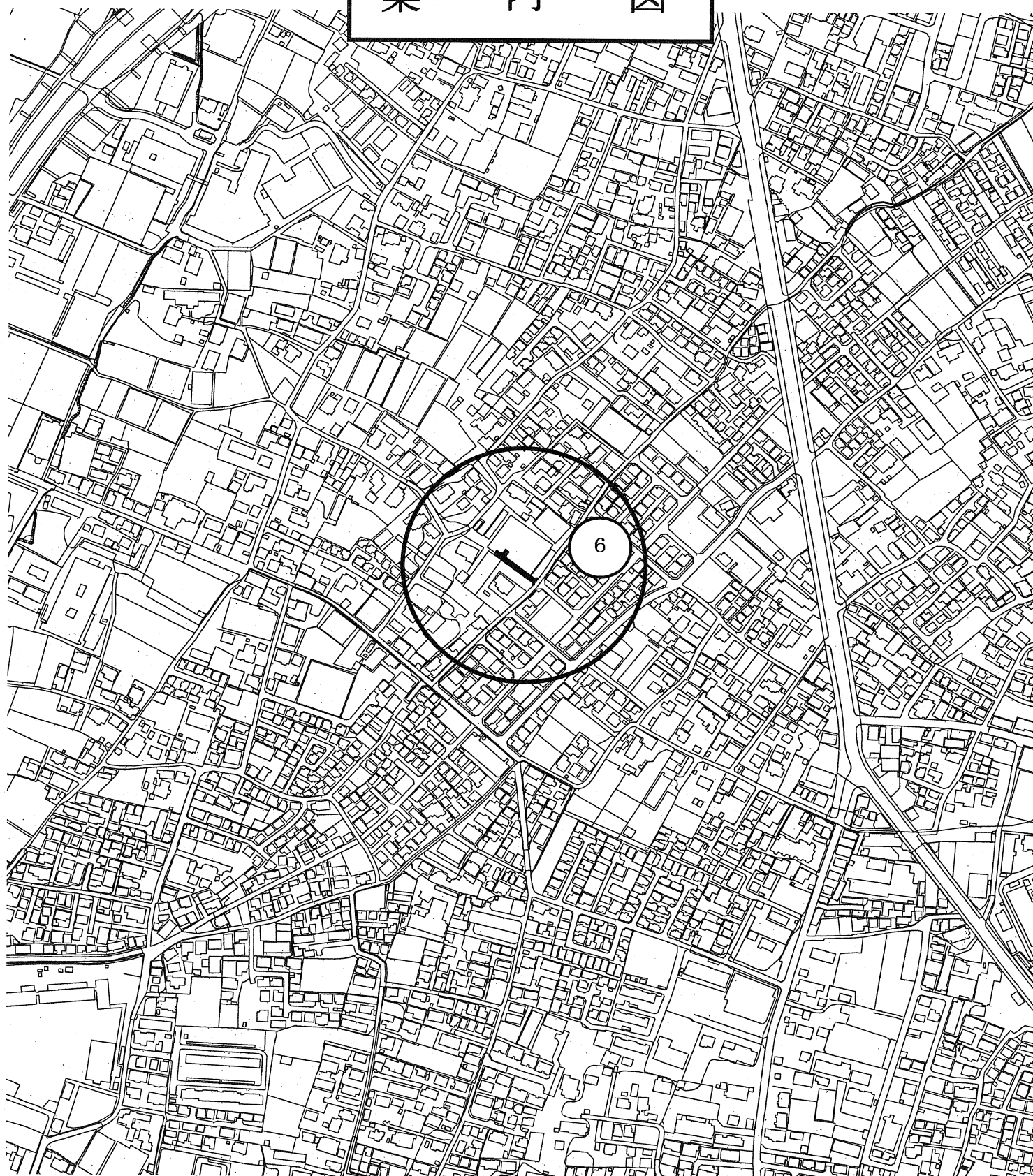
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	5 7 8 6 号線	西 久 保 字 大 屋 敷 6 2 0 番 8 地 先	西 久 保 字 大 屋 敷 6 2 0 番 1 地 先	m 48.53	4.50 m 4.51

提案理由

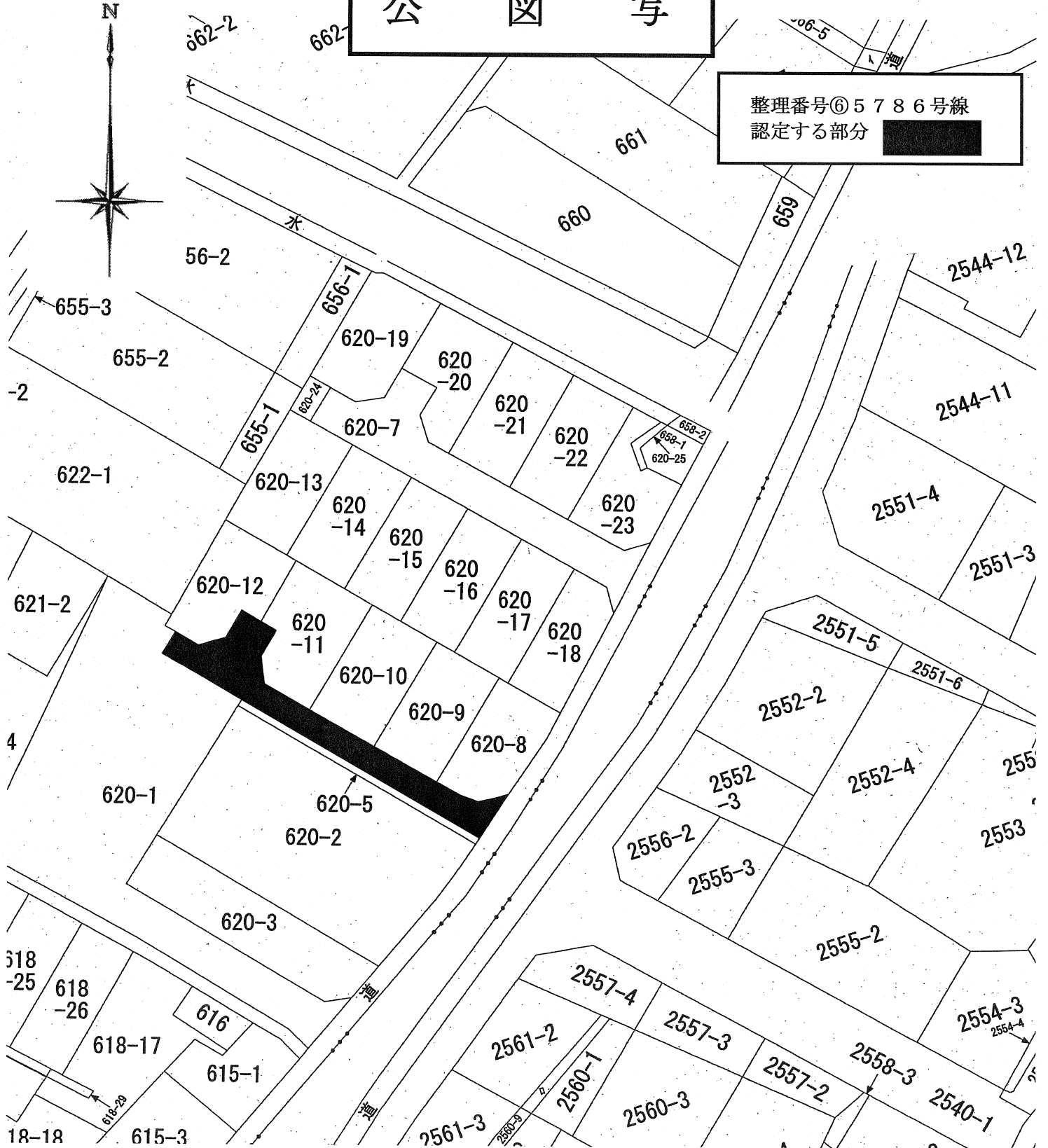
本案は、有限会社日本ホームカンパニーが造成し、令和 3 年 2 月 2 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



写 図 公

整理番号⑥ 5 7 8 6 号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

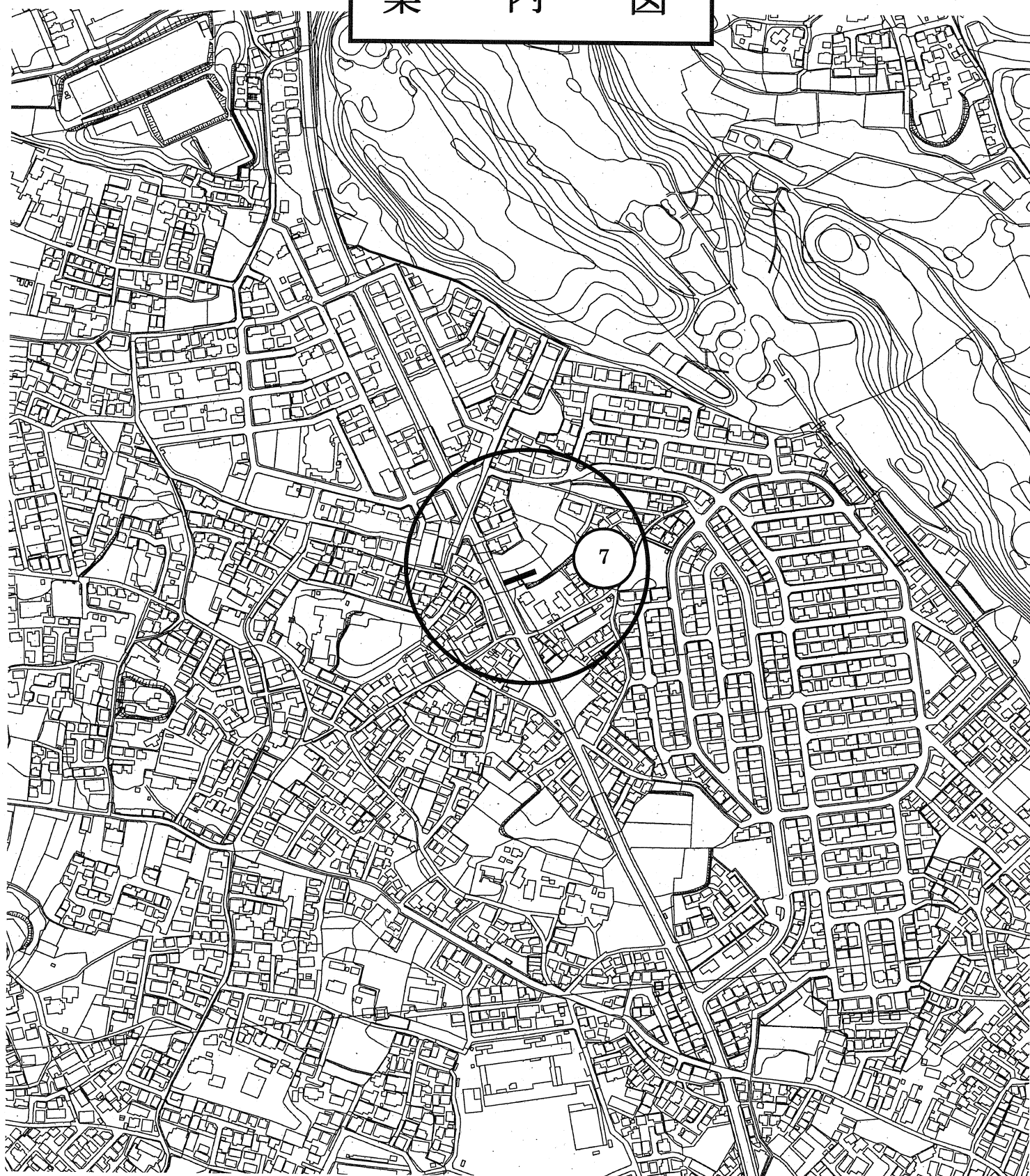
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑦	7 7 1 4 号線	香 川 二 丁 目 1 7 4 6 番 6 地 先	香 川 二 丁 目 1 7 4 6 番 4 地 先	m 30.25	m 6.00

提案理由

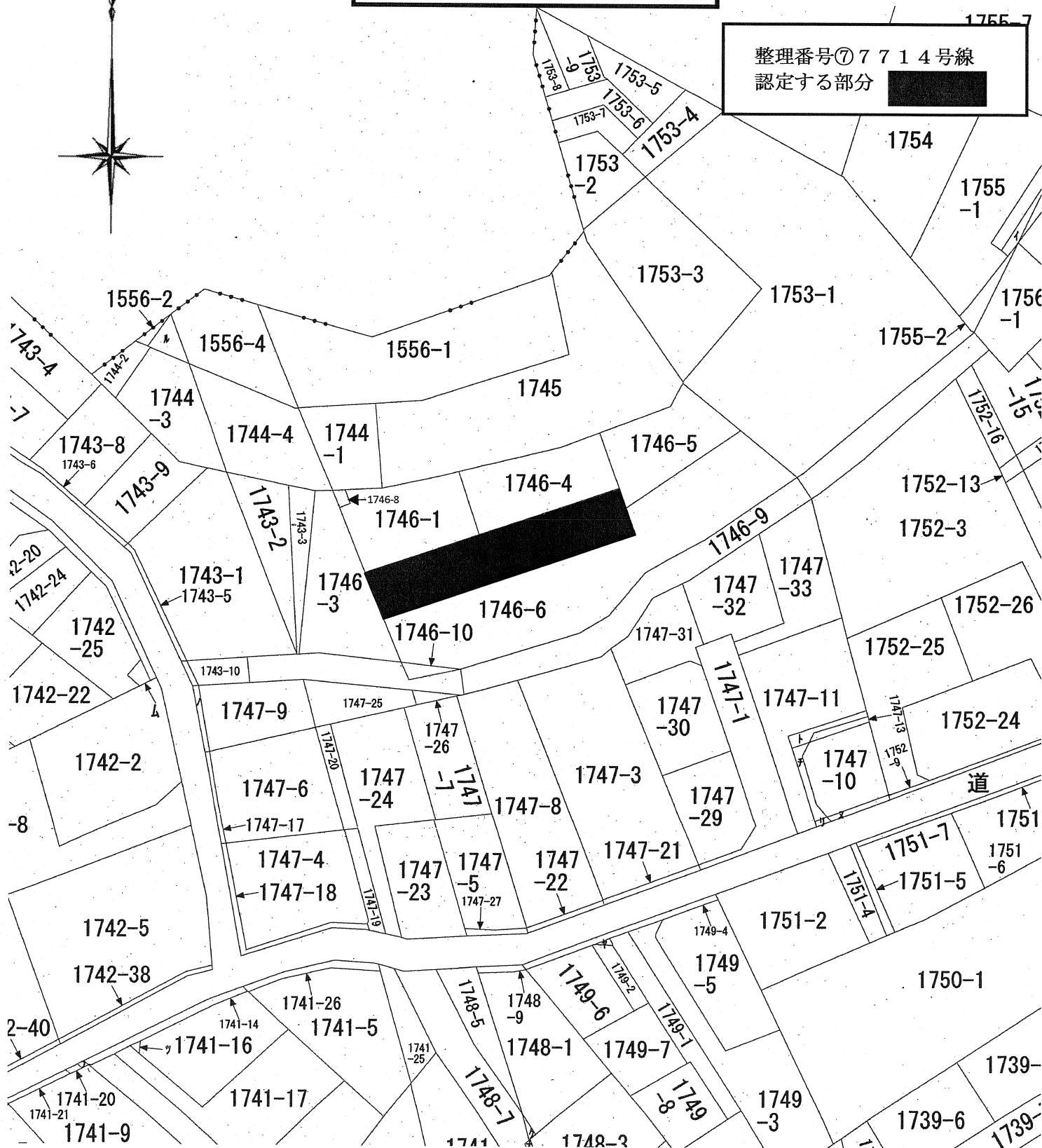
本案は、株式会社アーネストワンが造成し、令和 3 年 3 月 2 3 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



写 図 公

整理番号⑦7714号線
認定する部分



茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

土地信託の事務処理状況について

地方自治法第243条の3第3項の規定により、土地信託の事務処理状況を別冊のとおり報告する。

令和3年6月3日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書について

令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書を地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和 2 年 度 茅 ヶ 崎 市

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の総額	令和 2 年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰越額	計
			円	円	円	円
4 衛生費	2 清掃費	粗大ごみ処理施設 整備事業	434,941,000	46,754,000		46,754,000
7 商工費	1 商工費	道の駅整備推進事業	275,857,000	38,300,000		38,300,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	浜園橋橋りょう 整備事業	347,526,000	10,678,000		10,678,000
10 教育費	5 社会教育費	(仮称)茅ヶ崎市 歴史文化交流館 整備事業 (博物館整備工事)	1,525,054,000	770,386,000		770,386,000

継 続 費 繰 越 計 算 書

支 出 済 額 及 び 支 出 見 込 額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円
38,720,000	8,034,000	8,034,000	2,034,000		6,000,000	
	38,300,000	38,300,000	400,000	35,000,000	2,900,000	
	10,678,000	10,678,000	1,078,000		9,600,000	
592,163,100	178,222,900	178,222,900	44,622,900		133,600,000	

令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について

令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和 2 年 度 茅 ヶ 崎 市

(一般会計)

款	項	事 業 名 (目)	金 額	翌年度繰越額
			円	円
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	防 災 対 策 管 理 経 費	12,869,000	12,869,000
	2 徴 税 費	新型コロナウイルス感染症 対 策 事 業 (税 務 総 務 費)	26,000,000	24,750,000
	3 戸 籍 住 民 費 基 本 台 帳 費	個人番号カード等交付事務 管 理 経 費	144,623,000	69,633,000
		社会保険・税番号制度 推 進 事 業	14,916,000	14,916,000
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	障 害 者 福 祉 管 理 経 費	5,202,000	5,202,000
		福 祉 会 館 解 体 事 業	2,563,000	2,563,000
	2 児 童 福 祉 費	児 童 福 祉 総 務 管 理 経 費	4,452,000	4,452,000
		新型コロナウイルス感染症 対 策 事 業 (児 童 保 育 費)	26,000,000	26,000,000
		保育園施設維持管理経費	12,045,000	12,045,000
		新型コロナウイルス感染症 対 策 事 業 (児 童 福 祉 施 設 費)	3,500,000	3,500,000
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	職 員 給 与 費	8,693,000	7,171,606
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 事 業	1,592,693,000	1,570,890,937
		新型コロナウイルス感染症 対 策 事 業 (母 子 衛 生 費)	2,462,000	2,235,000
5 労 働 費	1 労 働 諸 費	新型コロナウイルス感染症 対 策 事 業 (労 働 諸 費)	12,012,000	1,800,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
					12,869,000
	24,750,000				
	69,633,000				
	14,916,000				
	2,601,000				2,601,000
					2,563,000
					4,452,000
	26,000,000				
			10,800,000		1,245,000
	3,500,000				
	7,171,606				
	1,570,890,937				
	2,235,000				
	1,800,000				

令和 2 年 度 茅 ヶ 崎 市

(一般会計)

款	項	事 業 名 (目)	金 額	翌年度繰越額
			円	円
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	畜産経営環境保全対策事業	5,134,000	5,134,000
	2 水 産 業 費	漁 港 維 持 管 理 事 業	145,502,000	93,132,000
7 商 工 費	1 商 工 費	道 の 駅 整 備 推 進 事 業	10,075,000	10,075,000
		新型コロナウイルス感染症 対 策 事 業 (商 工 振 興 費)	583,178,000	497,922,600
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう総務管理経費	17,210,000	17,210,000
		道 路 舗 装 修 繕 事 業	333,805,000	333,805,000
		幹線道路舗装修繕事業	1,870,000	1,870,000
		狭あい道路整備事業	10,107,000	3,235,440
		香川甘沼線道路改良事業	139,965,000	139,299,300
		上赤羽根堤線道路改良事業	55,511,000	14,120,700
		市道 0 1 1 0 号線歩道設置	19,209,000	6,079,883
		橋 り ょ う 等 長 寿 命 化 推 進 事 業	6,567,000	6,567,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
					5,134,000
			69,800,000		23,332,000
					10,075,000
	497,922,600				
	6,732,660		7,800,000		2,677,340
	164,312,000		164,300,000		5,193,000
					1,870,000
			2,900,000		335,440
	71,916,000		60,600,000		6,783,300
	5,896,850		7,300,000		923,850
	692,400		3,000,000		2,387,483
	2,889,000				3,678,000

令和 2 年 度 茅 ヶ 崎 市

(一般会計)

款	項	事 業 名 (目)	金 額	翌年度繰越額
			円	円
	3 河 川 費	千 ノ 川 整 備 事 業	6,000,000	6,000,000
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	景 観 計 画 推 進 事 業	3,311,000	3,311,000
		国 県 事 業 対 策 費	71,140,000	71,140,000
		香 川 駅 周 辺 整 備 事 業	7,469,000	7,469,000
		新型コロナウイルス感染症 対 策 事 業 (都 市 計 画 総 務 費)	53,587,000	36,587,000
		東 海 岸 寒 川 線 街 路 事 業	3,651,000	3,651,000
		道 路 整 備 プ ロ グ ラ ム 策 定 事 業	6,281,000	6,281,000
		茅 ヶ 崎 駅 南 口 周 辺 道 路 整 備 事 業	124,564,000	87,216,000
		(仮 称) 小 和 田 地 区 市 営 住 宅 整 備 事 業	4,411,000	4,411,000
9 消 防 費	1 消 防 費	消防施設設備維持管理経費	17,259,000	17,259,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
	2,000,000		4,000,000		
	1,655,000				1,656,000
			71,100,000		40,000
					7,469,000
	3,687,000		32,900,000		
					3,651,000
					6,281,000
	27,320,000		53,900,000		5,996,000
					4,411,000
			12,900,000		4,359,000

令和2年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名 (目)	金額	翌年度繰越額
10 教育費	1 教育総務費	教育事務委託負担金	23,128,000	23,128,000
		新型コロナウイルス感染症 対策事業 (事務局費)	45,942,000	37,811,400
	2 小学校費	学校施設整備事業	53,975,000	53,975,000
		新型コロナウイルス感染症 対策事業 (学校管理費)	28,000,000	28,000,000
	3 中学校費	学校施設整備事業	50,864,000	50,864,000
		新型コロナウイルス感染症 対策事業 (学校管理費)	16,800,000	16,781,000
		学校教育振興関係経費	30,838,000	30,838,000
	5 社会教育費	(仮称)茅ヶ崎市歴史文化 交流館整備事業	28,666,000	28,666,000
		施設維持管理経費	34,925,000	23,885,000
		管理運営経費	18,689,000	18,689,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
			22,800,000		328,000
	37,811,400				
	8,080,000		38,300,000		7,595,000
	28,000,000				
			38,100,000		12,764,000
	16,781,000				
					30,838,000
					28,666,000
			21,400,000		2,485,000
			14,000,000		4,689,000

令和2年度茅ヶ崎市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について

令和2年度茅ヶ崎市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書を地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月3日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和 2 年 度 茅 ヶ 崎 市

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
			円	円	円	円
10 教育費	2 小学校費	一般管理経費	6,893,040		6,893,040	
	3 中学校費	一般管理経費	2,711,500		2,711,500	

事 故 繰 越 し 繰 越 計 算 書

翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳					説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
		国庫支出金	県支出金	地 方 債		
円	円	円	円	円	円	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により物品の納品に不測の日数を要したため、繰越しするものです。
6,893,040					6,893,040	
2,711,500					2,711,500	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により物品の納品に不測の日数を要したため、繰越しするものです。

令和 2 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 2 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書を地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和 2 年 度 茅 ヶ 崎 市 公 共 下

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費		円	円	円
		雨水施設整備事業	686,907,000	449,614,424	148,471,000
		汚水施設整備事業	130,492,000	68,422,503	33,462,000
		長寿命化事業	152,680,000	105,131,290	23,268,000
		地震対策事業	103,242,000	46,186,800	57,055,000
		相模川流域下水道建設 費 負 担 金	103,820,000	92,344,000	11,476,000

水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	そ の 他	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	円	円	
13,000,000	115,772,000	19,699,000	0	88,821,576		入札不調に伴う再入札に不測の日数を要したことや、国の令和2年度第3次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたことなどにより、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
0	28,028,000	0	5,434,000	28,607,497		入札不調に伴う再入札に不測の日数を要したことや、新型コロナウイルス感染症の影響により、委託業務受託者と十分な打合せを重ねることが困難であったことにより、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
7,000,000	0	10,574,200	5,693,800	24,280,710		国の令和2年度第3次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたが、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
19,000,000	0	19,490,010	18,564,990	200		国の令和2年度第3次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたが、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
0	11,400,000	0	76,000	0		国の令和2年度第3次補正予算による国庫補助金を活用し、神奈川県が事業を実施することとしたが、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。

令和 2 年 度 茅 ヶ 崎 市 公 共 下

地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書の規程による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 公共下水道事業費用	1 営業費用	一般管理費	62,865,000	35,319,223	14,300,000

水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	そ の 他	損益勘定留保資金			
円 0	円 0	円 14,300,000	円 0	円 13,245,777	円	新型コロナウイルス感染症の影響により、委託業務受託者と十分な打合せを重ねることが困難であり、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。

令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の継続費繰越計算書について

令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の継続費繰越計算書を地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告する。

令和3年6月3日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和 2 年 度 茅 ヶ 崎 市 病 院

款	項	事 業 名	継続費の総額	令和 2 年度継続費予算現額		
				予 算 計 上 額	前 年 度 過次繰越額	計
1 資本的 支出	1 建設改 良費	市立病院本館改 修事業	円 497, 000, 000	円 240, 000, 000	円	円 240, 000, 000

事業会計継続費繰越計算書

支払義務発生 (見込) 額	残額	翌年度 繰越繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額
			国県補助金	企業債	損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円	円
	240,000,000	240,000,000		240,000,000		